

令和 6 年度地方教育費調査（令和 5 会計年度）

説明資料

< 配布資料 >

資料 1 - 1 地方教育費調査要綱（平成 29 年 2 月 10 日文部科学省生涯学習政策局長決定、令和 5 年 6 月 14 日改正）

資料 1 - 2 令和 6 年度地方教育費調査について

参考資料 1 地方教育費調査質疑応答集（令和 6 年 5 月）

参考資料 2 国庫補助金・負担金等一覧（令和 5 会計年度）

参考資料 3 学校教育費調査票（A 票）の支出項目別分類一覧表

参考資料 4 地震等大規模災害による支出等の地方教育費調査での整理

参考資料 5 政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム【統計関係者用】大規模災害対応フォーラムの確認方法

参考資料 6 地方教育費調査支出委任経費の事務処理要領（平成 29 年 2 月 10 日文部科学省生涯学習政策局長決定、令和 6 年 4 月 1 日改正）

地方教育費調査要綱

平成 29 年 2 月 10 日

文部科学省生涯学習政策局長決定

平成 30 年 2 月 9 日 一部改正

令和 5 年 6 月 14 日 一部改正

第 1 調査の目的

本調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

第 2 調査対象の範囲

都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合、共同設置及び広域連合を含む）の教育委員会並びに都道府県立（公立大学法人が設置する大学に附属して設置されるものを含む。以下同じ。）の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校（公立大学法人が設置する高等専門学校を除く。）を調査対象とし、報告を求める。

第 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

(1) 教育委員会等における教育費調査（A 票・B 票・C 票）

ア 支出項目別、財源別学校教育費

イ 支出項目別、財源別社会教育費

ウ 支出項目別、財源別教育行政費

エ 教育施設別、科目別収入額

(2) 知事部局における生涯学習関連費調査（D 票）

支出項目別、財源別生涯学習関連費

(3) 教育行政調査（E 票）（隔年調査、西暦年の末尾が奇数の年に実施）

ア 教育委員会の類型

イ 教育委員の性別、年齢、職業、履歴及び報酬等

ウ 教育長の性別、年齢、職業、履歴及び報酬等

エ 事務局の本務職員数

2 基準となる期日又は期間

(1) 教育委員会等における教育費調査 調査実施前会計年度間

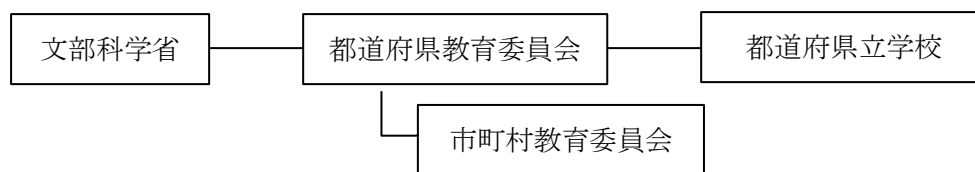
(2) 知事部局における生涯学習関連費調査 調査実施前会計年度間

(3) 教育行政調査（隔年調査） 調査実施年 5 月 1 日現在

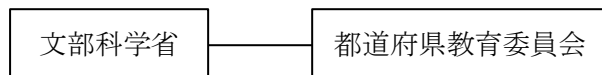
第 4 報告を求めるために用いる方法

1 調査系統

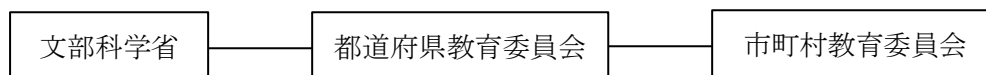
(1) 教育委員会等における教育費調査



(2) 知事部局における生涯学習関連費調査



(3) 教育行政調査（隔年調査）



2 調査方法

- (1) 文部科学大臣は、調査系統に従って調査票を配付する。
- (2) 都道府県立学校は、都道府県教育委員会の指定した期日までに調査票を都道府県教育委員会に提出する。
- (3) 市町村教育委員会は、都道府県教育委員会の指定した期日までに調査票を都道府県教育委員会に提出する。
- (4) 都道府県教育委員会は、教育費調査の調査票、生涯学習関連費の調査票及び集計表を調査実施年の11月15日までに、教育行政調査の調査票を調査実施年の6月30日までに文部科学大臣に提出する。

3 オンライン調査システムによる報告

- (1) 調査票の提出は、原則として、政府統計共同利用システムのうちオンライン調査システムを利用し、調査票様式の内容を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を提出することによって行うものとするが、困難な場合は郵送により調査票を提出するものとする。
- (2) オンライン調査システムによって電磁的記録の提出を行おうとする者は、機関等の名称、所在地その他必要な事項を、政府統計共同利用システムにより届け出るものとする。
- (3) オンライン調査システムによる電磁的記録の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録された時をもって、調査系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。

第5 報告を求める期間

1 調査の周期

- (1) 教育委員会等における教育費調査：1年
- (2) 知事部局における生涯学習関連費調査：1年
- (3) 教育行政調査：隔年

2 調査票の提出期限

- (1) 教育委員会等における教育費調査：調査実施年 11 月 15 日
- (2) 知事部局における生涯学習関連費調査：調査実施年 11 月 15 日
- (3) 教育行政調査（隔年調査）：調査実施年 6 月 30 日

第 6 集計事項

1 教育委員会等における教育費調査

- (1) 学校種別別、支出項目別、財源別学校教育費
- (2) 社会教育施設別・支出項目別社会教育費、社会教育施設別・財源別社会教育費
- (3) 支出項目別、財源別教育行政費
- (4) 教育施設別、科目別収入額

2 知事部局における生涯学習関連費調査

生涯学習関連施設別・支出項目別生涯学習関連費、生涯学習関連施設別・財源別生涯学習関連

3 教育行政調査（隔年調査）

- (1) 教育委員会の類型
- (2) 教育委員の性別、年齢、保護者の別、職業、教職の経験、在職期間、他教委の委員との兼務、新任等の別及び報酬
- (3) 教育長の性別、年齢、保護者の別、直前歴、教職の経験、教育行政の経験、一般行政の経験、在職期間、他教委の教育長との兼務及び給与
- (4) 事務局の本務職員数

第 7 集計方法

都道府県教育委員会から提出された調査票及び集計表、又はそれらの電磁的記録に基づき、文部科学省において集計する。

第 8 調査結果の公表の方法及び期日

1 公表の方法

政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

2 公表の期日

調査実施翌年 6 月に中間報告、調査実施翌年 12 月に最終報告を公表

3 都道府県教育委員会による公表

都道府県教育委員会は、当該都道府県についての地方教育費調査の結果を文部科学大臣の公表以前に公表することができる。ただし、この場合においては、文部科学大臣の公表が確定数であることを付記しなければならない。

第 9 調査票情報の保存

文部科学省は記入済み調査票及び集計表を、文部科学大臣公表の日から 1 年間、電磁的記録については文部科学大臣公表の日から永年保存するものとする。

都道府県及び市町村の教育委員会は、記入済み調査票及び集計表を、文部科学大臣公表の日から 1 年間保存する。

附則（平成30年2月9日改正）

改正後の本要綱は、平成30年度調査から適用する。

附則（令和5年6月14日改正）

改正後の本要綱は、令和4年度調査から適用する。

・地方教育費調査 **A票** **B票** **C票** **D票**

学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的として、昭和24年度から実施

文部科学省への提出期限 **11月15日(水)**

・教育行政調査 **E票**

地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにするため、昭和28年度から実施(現在は2年に一度、地方教育費調査と併せて実施)

令和6年度は非実施年

地方教育費調査とは

地方教育費調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得るため、実施する調査です。

公立諸学校の教育に係る公財政支出の状況について、学校種別に目的別及び性質別内訳の詳細を調べる調査は他になく、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)等において、証拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)の取組強化を図ることとしている点からも、公立の各学校等にかかる教育諸施策を検討するために大変重要な調査です。

本調査の調査結果は、例えば、OECDの国際統計(図表で見る教育 Education at a Glance)において、教育に対する公財政支出の全体像を把握することに活用され、これにより諸外国との対GDP比などの比較に寄与しています。また、把握した公財政支出の全体像は、教育に対する私費負担(保護者負担等)との割合比較を通して、家計負担の軽減を行うべき教育支出の検討に役立てられており、幼児教育の段階的無償化等に至る教育再生実行会議等の議論の基礎となったところです。最近では、財務省の財政制度審議会等において公財政教育支出に係る資料として活用されています。

その他、国民経済計算(GDP統計)の基礎となり、経済の波及効果分析のツールとしても利用される産業連関表の作成や、社会資本の現状を把握するために実施される社会資本ストック推計等に活用されています。

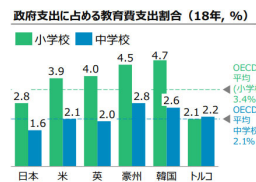
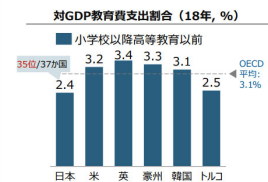
調査回答にあたり、皆様には大変お手数をおかけすることとなり恐れ入りますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

図表で見る教育 OECDインディケーター
(Education at a Glance)

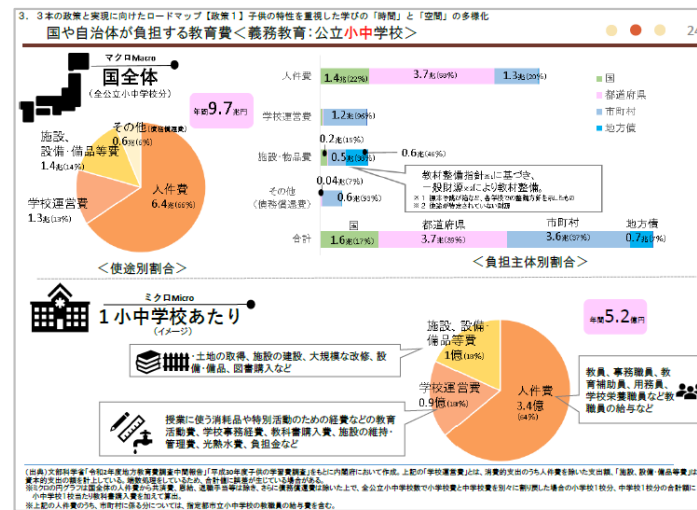
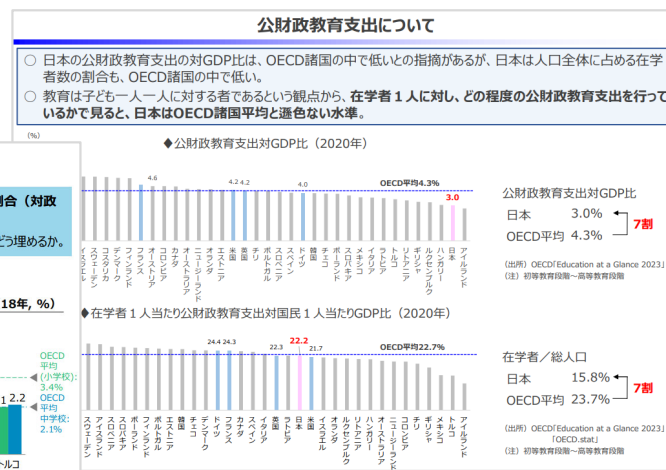


初等中等教育における「政府による財政措置」は十分か

- 教育への公的支出割合(対GDP)はOECDの中でも低く、小・中学校への支出割合(対政府支出)もOECD平均を下回る水準。
- 教育は「未来の創り手」を育てる「回収可能な」投資と考える場合、このギャップをどう埋めるか。



財政制度等審議会 財政制度分科会(令和5年
10月11日開催)参考資料より



総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキング
グループ(令和3年9月～)

Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ
バックデータ集(内閣府ホームページより)

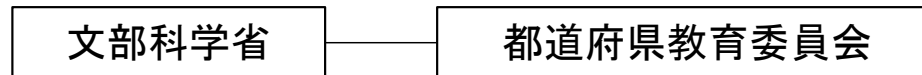
産業構造審議会 商務流通情報分科会 教育イノベーション小委員会
令和4年6月23日 資料2 事務局説明資料(これまでの論点整理)より

調査系統

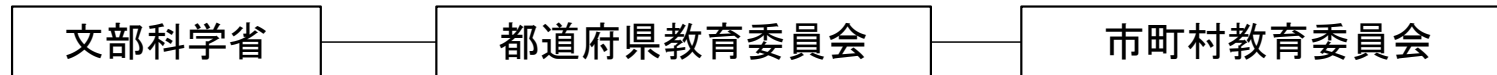
(1) 教育委員会等における教育費調査



(2) 知事部局における生涯学習関連費調査



(3) 教育行政調査(隔年調査)



※オンライン調査システムによる報告

(1) 調査票の提出は、原則として、政府統計共同利用システムのうちオンライン調査システムを利用し、調査票様式の内容を収録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を提出することによって行うものとするが、困難な場合は郵送により調査票を提出するものとする。

(2) (略)

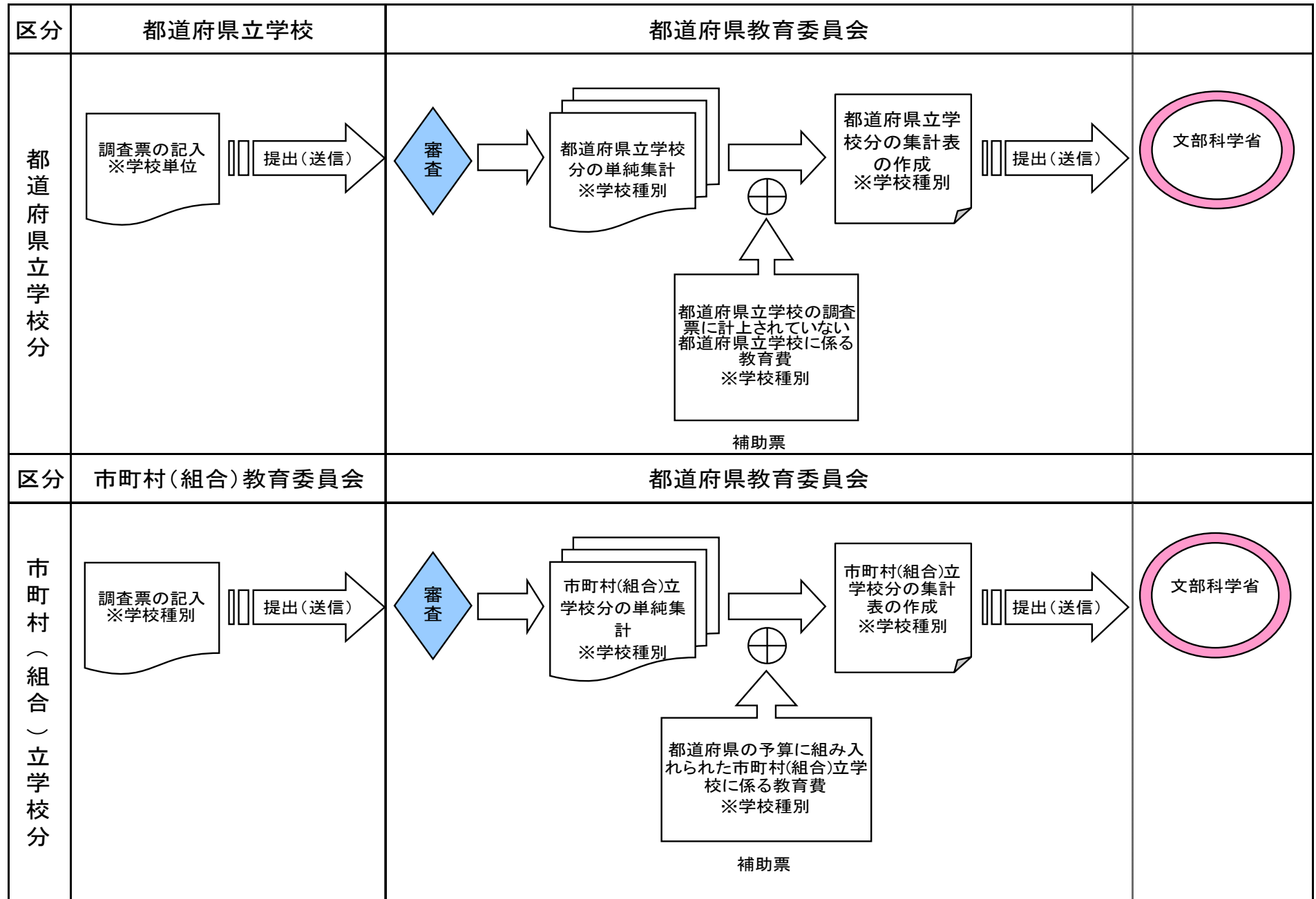
(3) オンライン調査システムによる電磁的記録の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された時をもって、調査系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。

調査票情報の保存

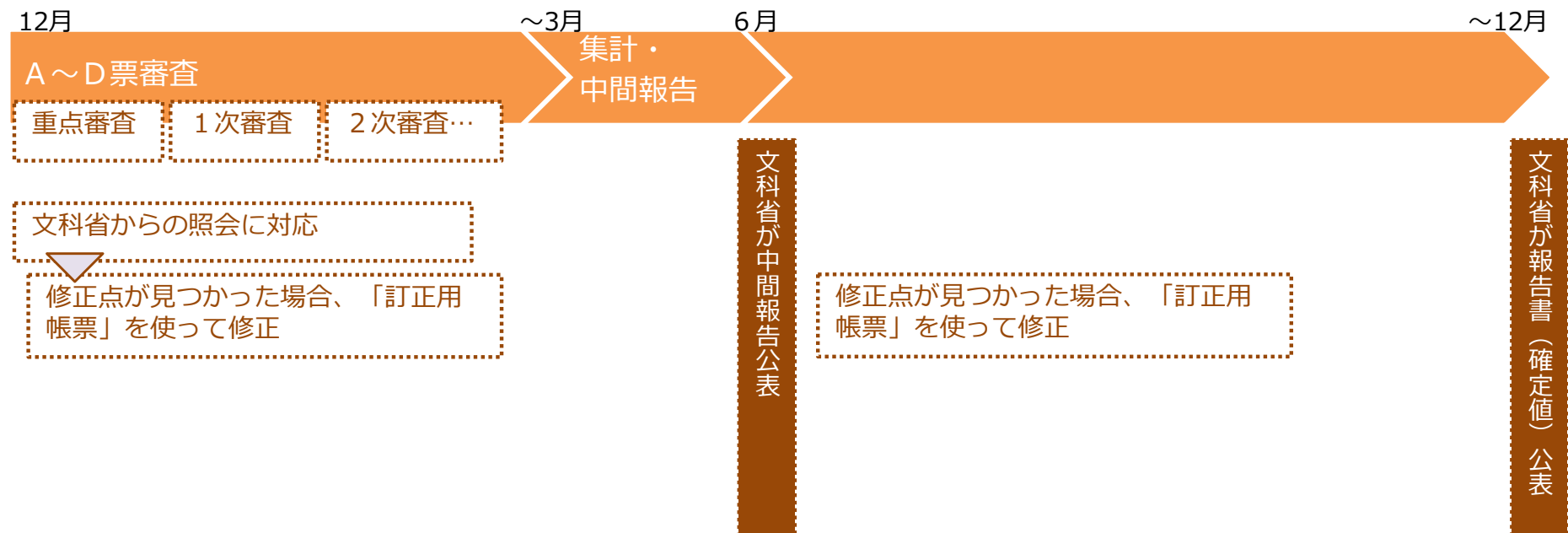
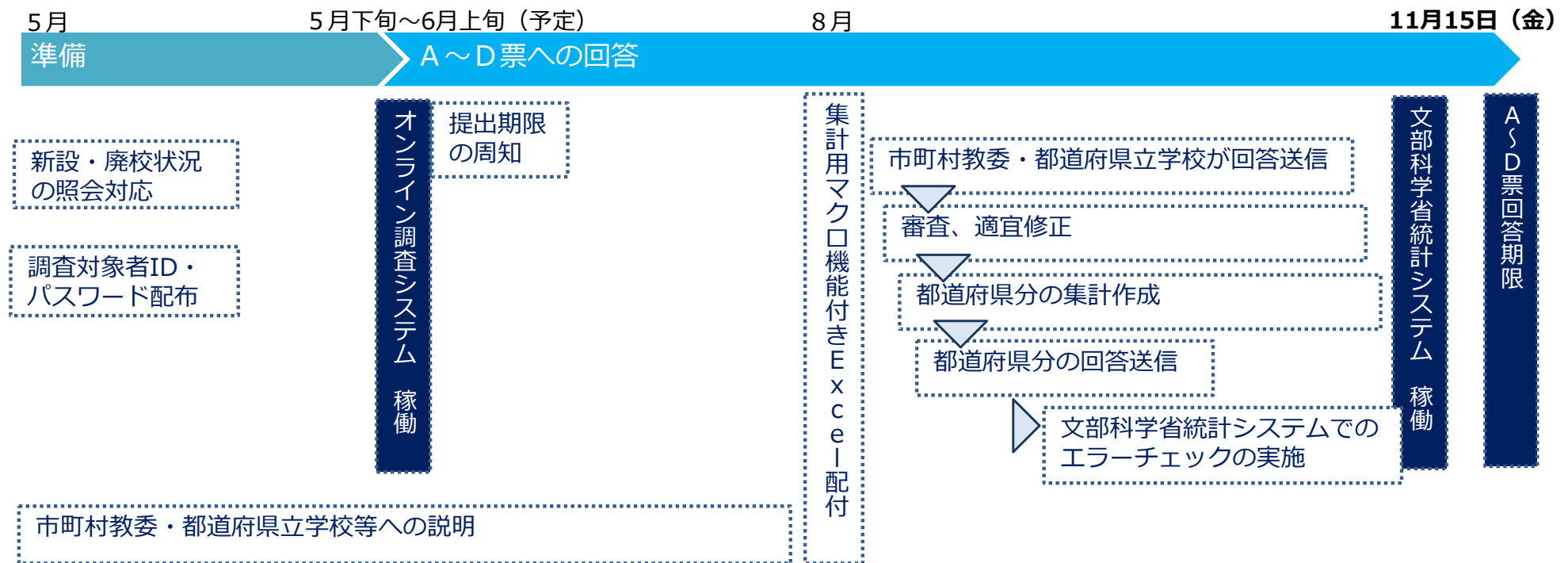
文部科学省は記入済み調査票及び集計表を、文部科学大臣公表の日から1年間、電磁的記録については文部科学大臣公表の日から永年保存するものとする。

都道府県及び市町村の教育委員会は、記入済み調査票及び集計表を、文部科学大臣公表の日から1年間保存する。

(例) A票



調査事務の流れ（都道府県教育委員会の事務）



令和6年度地方教育費調査について

- 全ての調査項目について、令和5会計年度の額を回答してください。
- 額は全て、単位：千円（千円未満は四捨五入）で記入してください。
- 前回調査からの変更はありません。

説明書（市町村教委用）p. 2
説明書（都道府県教委用）p. 2

区分	内容	調査票の種類
地方公共団体が支出した教育費等		
学 校 教 育 費	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費	A票
社 会 教 育 費	地方公共団体が条例により設置し、教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号により地方公共団体の長が所管する社会教育施設の経費、及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費（体育・文化関係、文化財保護を含む）	B票
教 育 行 政 費	教育委員会事務局（所管の教育研究所等を含む）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費（大学・短期大学及び私立学校のために支出した経費を除く）	
教育に係る収入等		
教 育 に 係 る 収 入	教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金等、地方債及び寄附金以外の収入	C票
教育費の基準財政需要額	小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の教育費の基準財政需要額	
知事部局における生涯学習関連費		
生 涯 学 習 関 連 費	地方公共団体が条例により設置し、知事部局が所管する生涯学習関連施設の経費（体育・文化関係、文化財保護を含む。）	D票

全体的な注意点

● 「私立」の学校教育、大学や短期大学は含まれません。

過去には以下のような誤りがありましたのでご注意ください(いずれも対象外経費です)。

- ・私立の幼保連携型認定こども園に通う保護者への補助を誤って計上してしまった
- ・教育委員会が奨学費として支出した経費に私立学校や大学・短期大学の在籍者分も含んで計上してしまった

● 本調査は地方公共団体における予算区分をお伺いしているものではございません。「どこの予算区分から支出されたか」ではなく「何に対して支出されたか」が原則です。

「予算区分」と「何に対して支出されたか」が一对の場合は、予算区分と本調査の計上先を紐づけることができますが、「1つの予算区分」に「複数の用途」がある場合には、予算区分からの紐づけでは不十分です。過去には以下のような誤りがありましたのでご注意ください。

- ・教育委員会事務局予算からALT配置経費や学校の建設費、学校に配置する備品費を支出し、これらをB票の「教育行政費」に計上してしまった
→特定の学校種類に関する経費のため、正しくはA票への計上です。
- ・体育施設の改修費用は教育委員会事務局予算から支出したためB票の「教育委員会が行った社会教育活動費」に計上してしまった
→上記と同じですが、さらに施設区分への理解も誤っていたケースです。
区分名称だけで判断せず、必ず手引きに記載されている定義をご確認ください。(このケースでは、正しくは「体育施設費」です)
- ・幼保連携型認定こども園や幼稚園の事務職員給与が民生費から支出されていたためA票に計上しなかった
→A票は対象となる学校の教育のために支出された経費を計上しますので、教育委員会の予算ではないからといって対象外とはなりません。本調査において計上となる経費は計上してください(「民生費だから計上しない」ということはありません)。

● 〆切は厳守してください。

過去には以下のようなトラブルがありましたのでご注意ください。

- ・対象会計年度の決算が未了であり、都道府県が設定する〆切を過ぎてでも議会の認定を待ってから回答した
→決算が未了の場合は仮決算または決算見込みによって記入してください。
- ・担当者が長期不在となり、〆切を超過した。
→都道府県から回答が提出された後の審査では、全国値の状況を踏まえて照会を行うものもあります。また、公表時期は決まっておりますので、回答の遅れは全体の進行に多大なる影響を及ぼします。必ず〆切を厳守してください。
(都道府県では、市町村教育委員会及び都道府県立学校の数値を単純に集計するだけでなく、〆切までに数値妥当性の確認を行う必要があります。市町村等が、都道府県が設定する〆切を超過することもまた全体への影響に繋がりますので、進行には十分注意してください。)

A票の注意点

学校教育費	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費
-------	---

● 新設される学校の経費にご注意ください。特に「幼保連携型認定こども園」「義務教育学校」「中等教育学校」にご注意ください。

「幼保連携型認定こども園」

…該当する園かどうかよくご確認ください。園の所管が教育委員会ではないことも多く、首長部局の方との連携が欠かせません。

予算区分が民生費等であって、教育委員会予算ではない場合も、「幼保連携型認定こども園」にかかる費用である以上は計上対象です。

各地での幼保連携型認定こども園の設置数はまだ伸び続けているため、仮に前回調査では全く設置がなく、幼保連携型認定こども園について回答の必要がなかった市町村でも、今回の調査対象である令和5年度には園の新設に伴い回答が必要になるかもしれません。各都道府県において「令和5年度に新たに幼保連携型認定こども園が新設され、回答が必要になった市町村があるかどうか」を最初に確認してください。（幼児が入園する前であっても、土地・建築等に費用が発生している場合は計上対象です。新設園だけでなく新設予定にもご注意ください）

また、幼保連携型認定こども園では園に係る経費を全額計上してください。

「義務教育学校」「中等教育学校」

…前回調査では回答がなかった市町村でも、今回は新設に伴い回答する必要があるかも知れません。「近年新たに義務教育学校が新設あるいは新設予定であり、回答が必要になった市町村があるかどうか」を、最初に確認してください。

（児童生徒が入学する前であっても、土地・建築等に費用が発生している場合は計上対象です。新設校だけでなく新設予定にもご注意ください）

また、義務教育学校の経費は義務教育学校の調査票に回答してください。地方公共団体の会計上、(項)小学校費・(項)中学校費などと区分されていると思いますが、適宜、(項)小学校費や(項)中学校費から義務教育学校分を抜き出してご回答ください。中等教育学校も同様で、(項)中学校費、(項)高等学校費から中等教育学校分を抜き出してご回答ください。

● 「各種学校」「高等専門学校」についてもご注意ください。

これも所管が教育委員会ではないことがあり、かつその所管がかなり多種多様であることがあります。

まずは教育委員会において、専修学校・各種学校自分の地方公共団体内にどの程度あるのか、もしある場合はどの部局にこの調査を依頼すべきかを、把握してください。（なお、公立大学法人立の高等専門学校は調査対象外です）

B票の注意点

社会教育費	地方公共団体が条例により設置し、教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号により地方公共団体の長が所管する社会教育施設の経費、及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費(体育・文化関係、文化財保護を含む)
-------	---

● 施設の区分のうち、「教育委員会が行った社会教育活動費」は、定義が他とはやや異なり、活動に着目していますのでご注意ください。

- ・「教育委員会が行った社会教育活動費」…01～08の社会教育施設費に該当しない経費で、教育委員会が社会教育として行った諸活動に要した経費、及び教育委員会が社会教育関係団体(体育・文化関係を含む)又は首長部局所管の生涯学習関連施設に支出した補助金等。
- ・(他の施設の定義例)「公民館費」…社会教育法第21条に規定する施設、及び同法42条に規定する公民館類似施設のうち地方公共団体が設置したもの。

● 首長部局へ移管した施設の計上にご注意ください。

B票では、教育委員会がが所管する社会教育施設の他に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項1号により条例を定め、地方公共団体の長が所管する公民館、図書館、博物館等の特定社会教育機関の経費も対象としています。

令和5年度に所管を移管している場合は、引き続きB票に計上すべき経費か、あるいはD票に計上先が変わる経費かよくご注意ください。

教育行政費	教育委員会事務局(所管の教育研究所等を含む)の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費(大学・短期大学及び私立学校のために支出した経費を除く)
-------	---

● 社会教育費調査の各項目と記入場所を間違えないよう注意してください。

● A票に計上すべき経費や私立学校等のための経費が混ざらぬようご注意ください。

例えば、小学校へIT機器を導入した費用など学校教育のための経費はA票に計上すべき費用ですので、お間違えのないようにしてください。
その他、大学・短期大学や私立学校のために支出した経費が混ざらないようご注意ください。

C票の注意点

説明書(市町村教委用) p. 29～33

教育に係る収入	教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金等、地方債及び寄附金以外の収入
教育費の基準財政需要額	小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の教育費の基準財政需要額

● 他の調査票と異なり、本票のみ収入を対象としています。

● 地方交付税や補助金収入は計上対象外であるなど、C票はA票・B票で把握する支出(経費)の財源範囲よりも狭い内容を対象としますので、A票・B票の額(支出)とC票(収入)の額は均衡しません。以下の経費は対象外となるため注意してください。

<対象外となる経費>

- ・国・都道府県からの補助金・負担金・分担金等による収入や、地方債、寄附金による収入、及び公益財団法人等からの助成金収入は全て対象外です。
 - ・地方税や地方交付税等も、対象外です。
 - ・臨時的な収入(資産の売却収入、災害・事故に伴う保険金受取等)
 - ・繰越金収入(当年度の教育活動から生じる収入ではないため。前年度に未納の授業料を調査年度に納付した場合も該当)
 - ・児童生徒や教職員から徴収した学校給食費収入
 - ・他の地方公共団体から受け入れた負担金等(一部事務組合負担金や、隣接市町村から自市町村立学校へ通学する児童生徒の学校教育費を委託費として受け入れる場合など、他の地方公共団体に対する教育事務の委託等を受けるために受領する負担金等)
- ※単なる手数料等(隣接市町村立学校が体育活動のために自市町村の運動場を借用した際受け取った使用料など)は、上記教育事務の委託等には当たらないため計上対象。

D票の注意点

説明書(都道府県教委用) p. 8～13

生涯学習関連費	地方公共団体が条令により設置し、知事部局が所管する生涯学習関連施設の経費(体育・文化関係、文化財保護を含む。)
---------	---

● B票と同様に移管のあった施設の計上にご注意ください。

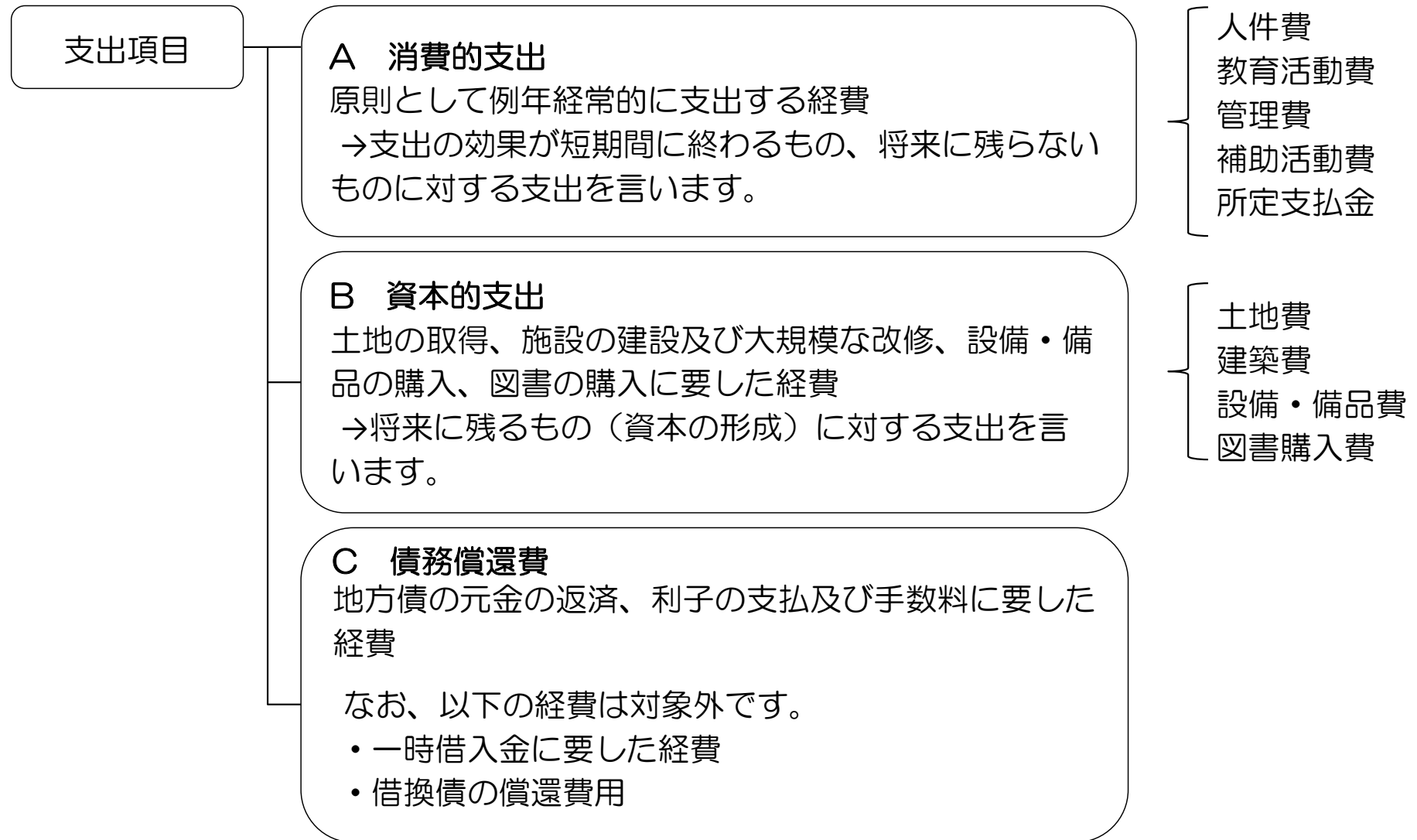
A票 **B票** **D票** では、経費を
「支出項目」別と「財源」別の両方から捉えます。

例 : 小学校で使用する体育用品を購入するために、A市が市の財源から5万円を支出した。
→(支出項目別) 体育用品の購入ですので、支出項目(縦)は「教育活動費」に該当します。
(財源別) 市町村の財源から支出しているため、「市町村支出金」に該当します。
よって、「教育活動費」と「市町村支出金」がクロスするところに 50(千円)と記入します。

		財 源					
支出項目	支出項目	合 計	国庫補助金	都道府県支出金	市町村支出金	地方債	公費組入れ 寄附金
	2 教育活動費	50	0	0	50	0	0

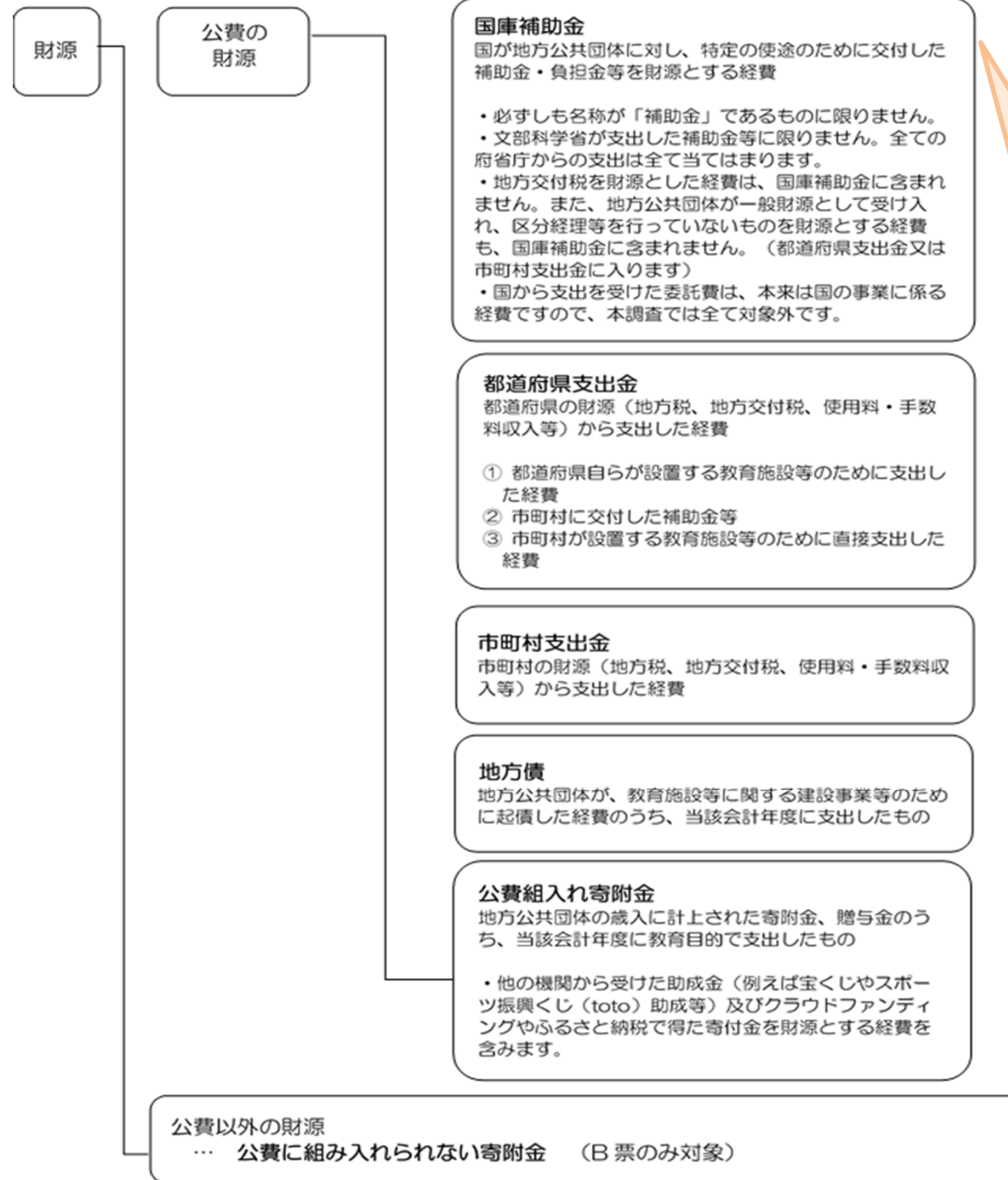
記入する行を間違えると、本来の支出とは異なる項目での支出があったという意味となります。誤りがないよう、記入後にはよく確認してください。

「支出項目」別



この調査の「支出項目」は、「お金がどのような教育活動に使われたか？」という観点で整理するものです。需用費・役務費といった財務上の整理とはまた別の分類であるため、必ずしも各地方公共団体の歳出予算の整理とは一致しません。(歳出予算区分と支出の目的が一对のときは一致します。参考資料3はあくまで一例としての分類の対応です。)

「財源」別



ご参考に、典型的なものについて参考資料2に挙げております。なお、参考資料2に記載のない国庫補助金については、「一般財源として受け入れているものか」「区分経理を行っているものか」が判断基準となります。※「一般財源として受け入れていない」…国庫補助金
「一般財源として受け入れているが区分経理を行っている」…国庫補助金
「一般財源として受け入れていて区分経理を行っていない」…都道府県支出金又は市町村支出金

C票 では、

- 教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金／地方債／寄附金以外の収入が計上対象です。
- 収入を「教育施設」別と「科目」別の両方から捉えます。

例 : 公立の幼稚園で、入学金収入が3百万円あった。

→ (教育施設) 幼稚園にかかる収入であるため、「幼稚園」に該当します。

(科目) 「入学金収入」であるため、「入学金」に該当します。

よって、「幼稚園」と「入学金」がクロスするところに 3,000(千円)と記入します。

		科目				
教育施設	区分	授業料	入学金	検定料	日本スポーツ振興センター共済掛金	その他の収入
	1 幼稚園		3,000			

本調査の対象外となるもの

- ☐ 大学・短期大学に関する経費・収入
- ☐ 私立の学校教育に関する経費・収入(私立学校を対象とした奨学金等を含む)
- ☐ 基金等への積立てを目的とした支出
 - ※ ただし、奨学事業目的の基金等に対する繰出金は計上対象
- ☐ 国からの委託費
- ☐ 一時借入金及び借換債の収入・償還費用
- ☐ 児童生徒・教職員から徴収した学校給食費収入、それを原資とした支出
- ☐ 教職員の社会保険料(自己負担分)の支出・収入
- ☐ 共済組合・社会保険組合に対する教職員の掛金、教職員に対する給付金
- ☐ 臨時的な収入
 - (災害に伴う保険金や損害賠償金の受け取り、出資法人解散に伴う剰余金収入等)
- ☐ 誤払い・過払いや過年度補助金の交付取消等に伴う返還金の支出・収入

- 学校等における感染症対策や、各種行事・イベントの中止や延期、学校給食の休止への対応等、教育活動のために支出した経費は、その内容に基づき、各支出項目別区分に振り分けて計上。
- キャンセルに伴い発生する賠償金等についても、これらを公費で補填・補償した場合は、それらの教育活動に付随して発生したものとして同項目に計上。
- 財源はスライド13の財源別区分に従い振り分け。(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、都道府県支出金又は市町村支出金として整理)

＜A票支出項目別計上先(例)＞

- 修学旅行の中止や延期に伴う費用 → A-2「教育活動費」
- 家計が急変した世帯を対象とした就学援助等に伴う経費 → A-4-a「補助事業費」
- 学校給食休止に伴う費用 → A-4-b「その他の補助活動費」
- 感染症対策のための衛生関係用品(マスク等)購入 → A-4-b「その他の補助活動費」
- 校舎の空調整備 → B-3「設備・備品費」/ B-2「建築費」(施設の改修等を伴う場合)

※B票、D票においても振り分け先の考え方は同じ

- 学校の光熱水費 → (正)A票 A-3-b「その他の管理費」(誤)A-5「所定支払金」
- 学校の解体・改修に伴う仮施設(仮校舎等)を使用する際のリース料等
→ (正)A票 B-2「建築費」(誤)A-5「所定支払金」
- 学校で使用する複写機・パソコン等機器のリース料
→ (正)A票 A-2「教育活動費」又はA-3-b「その他の管理費」(誤)A-5「所定支払金」

※リース契約上、リース物品が最終的に借主のものになることが明らかである場合はB-3「設備・備品費」。下記の空調設備も同様。

- 学校における空調設備(エアコン)のリース料
→ (正)A票 A-3-b「その他の管理費」※ (誤)A-5「所定支払金」
- 使用期間を延長させたり、施設の価値を増加させる改修工事の費用
→ (正)A票 B-2「建築費」(誤)A-3-a「修繕費」
→ (正)B票、D票 B-2「資本的支出(うち土地・建築費)」(誤)A-3-a「修繕費」
- 建築や改修工事のための設計費用
→ (正)A票 B-2「建築費」(誤)A-3-b「その他の管理費」等
→ (正)B票、D票 B-2「資本的支出(うち土地・建築費)」(誤)A-3-a「修繕費」
- 国庫補助金又は地方債を財源とした、大規模修繕や施設の長寿命化にかかる費用
→ (正)A票 B-2「建築費」(誤)A-3-a「修繕費」
→ (正)B票、D票 B-2「資本的支出(うち土地・建築費)」(誤)A-3-a「修繕費」
- 地方公共団体の会計上では(項)小学校費・(項)中学校費などへ溶け込んでいる義務教育学校の費用
→ (正)A票「義務教育学校」の調査票に義務教育学校分を計上
(誤)A票「小学校」及び「中学校」に計上
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源区分
→ (正)都道府県支出金又は市町村支出金 (誤)国庫補助金

本調査の回答を行うオンライン調査システムのログイン方法は、(1) 永続的に使用するユーザーIDにより「**利用機関総合窓口から**」ログインする方法と、(2) 毎年配布されるID・PWにより「**政府統計オンライン調査総合窓口から**」ログインする方法の2種類があります。

(1) 準備(5月中・すみやかに)

利用機関総合窓口からオンライン調査システム利用する準備として、前年度ご担当者様からユーザーIDとパスワードの引継ぎを行ってください。また、ログイン時のワンタイムパスワード通知方法についても引継ぎを行ってください。

システム手順書p. 6

市町村教育委員会のご担当者様（利用機関総合窓口からログインする方）にも、上記2点を行ってもらうよう、依頼してください。

ログイン時のワンタイムパスワードが送付されるメールアドレスを変更したい場合は、ログイン後「認証システムメニュー」から「属性管理」を選び、変更します。ご自身の画面に「認証システムメニュー」が表示されない場合は、貴自治体において政府統計オンライン調査システムのIDを管理している「課室管理者」の方へご相談ください。マニュアルは、オンライン調査システムのメニュー「操作マニュアル・研修資料等」より「操作マニュアル」の中の「認証システムマニュアル」から参照可能です。

(2) ログイン情報等の整備(5月上旬予定)

政府統計オンライン調査総合窓口よりオンライン調査システムにログインするための本番用調査対象者ID・パスワードの一覧を、文部科学省よりお送りします（Excelファイル）。

この本番用調査対象者ID・パスワードを、都道府県立学校及び（政府統計オンライン調査総合窓口からログインする）市町村教育委員会へお知らせください。

システム手順書p. 32

また、合わせて以下について照会しますので、ご対応ください。

- 教育委員会・都道府県立学校の新設・廃校等の状況（新設の場合は調査対象に追加し、廃校の場合は調査対象から削除します）

(3) システム本番稼働(5月下旬～6月上旬予定)後

(すみやかに)

市町村教育委員会と都道府県立学校の提出期限を設定し、市町村教育委員会及び都道府県立学校の各ご担当者様に周知してください。

2 提出期限を設定する

※都道府県教育委員会だけの業務です。市町村教育委員会の方は、10 ページ「3 電子調査票にアクセスする」へお進みください。

この作業は、システム稼働後すぐに（市町村教育委員会等の回答が始まる前に）行ってください。
政府統計オンライン調査総合窓口(e-survey)から回答する市町村教育委員会・都道府県立学校に対し



表示される「提出期限」を設定します。

1 利用機関総合窓口トップページ左側にある「業務INDEX」から『【新】オンライン調査システム』を押します。



2 別ウィンドウでオンライン調査の「統計調査選択」の画面が表れます。地方教育費調査の段にある【選択】を押します。

提出期限の設定は、利用機関総合窓口からログインして行ってください。
(政府統計オンライン調査の総合窓口からのログインでは行えません)

提出期限情報設定に不具合が生じています！

オンライン調査システムの更改に伴い、**都道府県教育委員会が設定した一次提出期限の日付が市町村教育委員会及び都道府県立学校に表示されない**不具合が発生しています！

(文部科学省の締切である11/15が表示されます)

提出期限情報設定の作業は必要ですが、それとは別に今年度についてはメールや文書等で周知いただき、オンライン調査システム上の締切によらず、都道府県が設定する締切を厳守するよう、市町村教育委員会及び都道府県立学校にお知らせ願います。

(8月頃)

市町村教育委員会・都道府県立学校から提出された調査票を単純集計するマクロ機能付きのExcelをお送りします。(都道府県教育委員会が調査票を作成する際の補助としてお使いください。)

(A～D票回答期限までに)

全ての客体の回答完了後、都道府県の回答をまとめ上げ、オンライン調査システムで回答します。回答完了後、都道府県教育委員会は必ず次期統計システムによりエラーチェック及びエラー内容への回答を行ってください。

本調査の回答を行うオンライン調査システムのログイン方法は2種類あります。
どちらからログインするかによって、アクセスするURLや用いるID・PWが異なります。

(1)「利用機関総合窓口」を使う

ネットワーク環境	URL
総合行政ネットワーク(LGWAN)	https://lg.e-stat.nstac.hq.admix.go.jp/
インターネット接続	https://business-process-outsourcing.e-stat.go.jp

システム手順書p. 4

使用するID・PWは貴自治体で永続的に使用するものです。

不明な場合には、貴自治体においてオンライン調査システムの管理を担当している「課室管理者」にご相談ください。

(自治体によって、学校基本調査など他調査と同じID・PWの場合もありますし、異なる場合もあります。どのID・PWを用いるのかご不明な場合には、貴自治体の課室管理者にお尋ねください。)

(2)「政府統計オンライン調査総合窓口」を使う

URL
https://www.e-survey.go.jp/

システム手順書p. 33

使用するID・PWは、毎年5月頃に各県へ配布されるID・PWを用います。

ID・PWは、A票／B・C票（共通）／D票によって異なりますし、例えばA票の中でも、小学校用と中学校用など学校の種類でも異なるなど、調査票単位となっています。

回答したい調査票に合ったID・PWを選ぶことが必要です。

システムにログインできない場合や、ログインできても調査票が見当たらない場合は次のことを確認してください。ご確認いただいても解決しない場合には、次頁の『文部科学省ヘルプデスク』へお問い合わせください。

- 前頁のとおり、ログイン方法によって「URL」と「使用するID・PW」の組み合わせは異なります。正しい組み合わせでログインしようとしていますか？
- 政府統計オンライン調査総合窓口からログインする場合、使用するIDとPWは、回答したい調査票のものを使用していますか？

☆よくあるお問い合わせ☆

- ・ 配布されたIDを入力しても利用機関総合窓口でログインできない
→ 配布されたIDでログインするのは「政府統計オンライン調査総合窓口」です。
- ・ 政府統計オンライン調査総合窓口から、A票の小学校（市町村立）を回答したいのに、別の調査票しか受付状況確認に表示されない
→ 使用しているIDとPWは、A票の小学校（市町村立）用のものを使っていますか？
自動入力などで、別の調査票のIDとPWでログインしていませんか？

なお、文科省Webサイトでは「政府統計共同利用システムオンライン調査システム操作手順書」のうち、「利用機関総合窓口」から利用する場合の説明ページが掲載省略となっております。
当該ページを必要とする場合には下記URLからダウンロードしてください。

<https://mext.box.com/s/nn00gjylmfz7eh3gv0fh1j9ohcxzspxu>

（ダウンロード期日2025年3月31日）

文部科学省ヘルプデスクの設置

文部科学省では、オンライン調査システムの操作、ハード・ソフトウェア全般に関するお問い合わせ、電子調査票のトラブル等、システム関係のご質問を、お電話等で回答する窓口を設けます。

文部科学省ヘルプデスク

設置期間 システム稼働日～11月15日（金曜日）
受付時間 8時30分～18時15分（土日祝日を除く）
（12時～13時はお昼休みです）

連絡先

電話番号 050-3504-1560
メール mext_onlinehelpdesk@imagination.co.jp

※他調査との共同窓口ですので、お問い合わせの際は、最初に「地方教育費調査」の質問であることをお伝えください。
※オンライン調査システムに関するお問い合わせを受け付けています。（経費の振り分け等、調査内容のお問い合わせは受け付けていません）

◎調査内容に関すること（経費の振り分け方など）は、文部科学省「地方教育費調査」担当にお問い合わせください。

電話 03-5253-4111（内線2266）
メール 8ksq@mext.go.jp

※できるだけ正確に回答差し上げたいので、お急ぎでない場合は、できれば電子メールでご質問ください。（当日中の回答に努めますが、ご質問内容によっては数日お時間を頂戴する場合があります）

◎文部科学省ヘルプデスク終了後のシステムに関するお問い合わせは、政府統計共同利用システムヘルプデスクにお問い合わせください。

・メール support@e-stat.go.jp

システム手順書p. 33

・利用機関総合窓口に関するご質問は、利用機関総合窓口トップページの「お問い合わせ」から

システム手順書p. 4

資料 1－2 令和 6 年度地方教育費調査について

(スライド 1)

この調査は 2 本立てになっており、総称して「地方教育費調査」という名前を付しています。

2 本立てのうちの一つが「地方教育費調査」、もう一つが「教育行政調査」です。そして、この 2 つに対応する調査票として、地方教育費調査では「A 票」「B 票」「C 票」「D 票」という 4 つの票を使い、教育行政調査では「E 票」を使います。

この 2 つの調査は、昔は別々のものとして行っていましたが、行政事務の効率化を図る目的から、1999 年に教育行政調査が地方教育費調査に吸収統合され、また、教育行政調査は隔年調査となりました。

今年度の調査は、**教育行政調査は「実施しない」年に当たります**ので、ご承知おきください。

具体的な業務スケジュールは後のスライドでお示ししますが、提出期限はスライドにある通り、

＊ 地方教育費調査のご提出〆切 11月15日(金)です。

後程詳細をご説明しますが、この調査では市町村教育委員会及び都道府県立学校の回答データと都道府県教育委員会のみなさま自身の数値を集約して、自県の回答値を作成し数値の妥当性を確認いただくものです。11月15日(金)という提出期限は、**都道府県教育委員会のみなさまが、回答のみならず、数値の妥当性確認を終了され、自身の都道府県分を全てまとめ上げた調査票を文部科学省にご提出いただく期限のこと**です。

そのため、市町村教育委員会及び都道府県立学校が都道府県教育委員会へ回答データを提出する期限は、11月15日(金)以前の日付で設定いただく必要があります。8～9月頃に設定されるケースが多いようですが、この日程は、各都道府県教育委員会において計画的に決定、周知をしてください。

なお、各都道府県における提出期限は、これまではオンライン調査システム内で登録していただいていたりましたが、オンライン調査システムの更改に伴う不具合により現在そちらの機能は使用不可となっておりますので、メールや文書等で周知をお願いいたします。システムの詳細については後述いたします。

提出期限は、**後々の審査や公表に影響しますので、厳守していただくよう**お願いします。

(スライド 2)

地方教育費調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得るため、実施する調査です。

公立諸学校の教育に係る公財政支出の状況について、学校種別に目的別及び性質別内訳の詳細を調べる調査は他になく、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和 4 年

6月7日閣議決定）等において、証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）の取組強化を図ることとしている点からも、公立の各学校等にかかる教育諸施策を検討するために大変重要な調査です。

本調査の調査結果は、例えば、OECD の国際統計（図表で見る教育 Education at a Glance）において、教育に対する公財政支出の全体像を把握することに活用され、これにより諸外国との対 GDP 比などの比較に寄与しています。また、把握した公財政支出の全体像は、教育に対する私費負担（保護者負担等）との割合比較を通して、家計負担の軽減を行うべき教育支出の検討に役立てられており、幼児教育の段階的無償化等に至る教育再生実行会議等の議論の基礎となったところです。最近では、財務省の財政制度審議会等において公財政教育支出に係る資料として活用されています。

その他、国民経済計算（GDP 統計）の基礎となり、経済の波及効果分析のツールとしても利用される産業連関表の作成や、社会資本の現状を把握するために実施される社会資本ストック推計等に活用されています。

調査回答にあたり、皆様には大変お手数をおかけすることとなり恐れ入りますが、公立諸学校の教育及び社会教育施設に係る公財政支出の状況を把握することは大変重要でありますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（スライド 3）

資料 1-1「地方教育費調査要綱」の抜粋です。

上半分は「調査系統」と言われる、この調査の組織体制を表したものです。

各都道府県立学校及び市町村教育委員会は文部科学省が都道府県教育委員会を通じて配布する調査票を記入し、都道府県教育委員会に提出します。

都道府県教育委員会は、それらを取りまとめて記入した調査票及び都道府県教育委員会が作成する調査票を、文部科学省にご提出いただきます。

また、調査票の提出は原則としてオンライン調査システムを利用します。インターネット環境に問題があるなど、オンライン調査システムでの回答が困難な場合は郵送によりご提出ください。市町村教育委員会及び都道府県立学校も含め、必ず「オンライン調査システム」か「郵送」のいずれかでご回答いただく必要がありますので、例えば「Excel にまとめたデータを都道府県にメール送信した」などは回答したことにはなりません。締切後、経費支出が見込まれるものの回答データが存在しない ID があればご事情をお伺いする場合がございます。

下半分は、要綱「第 9」、調査票情報の保存についてです。都道府県教育委員会においても、調査票の保存義務があります。是非、よくご承知置きいただき、誤った取扱いをしないようにしてください。なお、オンライン調査システムの回答データは、次回調査準備がスタートするとシステムからご覧いただけなくなります。期日までに回答を終えると共に、保存も終わってください。

（スライド 4）

こちらは A 票の調査の流れを図式化したものです。A 票は、都道府県立学校分の集計表と市町村立学校分の集計表に分かれています。

まず都道府県立学校の集計表ですが、こちらは各学校から提出された調査票を都道府県で学校種別に集計し、そこに都道府県教育委員会でしか把握できない、人件費や国庫補助金などの数値を足しあげます。

この都道府県教育委員会でしか把握できない数値のことを、本調査では「補助票」と呼んでいます。補助票には、決まった様式があるわけではなく、加算・減算のためだけに使われるものですので、補助票自体を文部科学省へご提出いただく必要はありません。

「都道府県教育委員会用説明書」の4ページ以降に、補助票作成にあたっての基本的な考え方や注意点を記載していますのでご参照ください。

補助票による足しあげを行ったものが県全体の数字となり、県のご回答として文部科学省へ提出いただくものです。

市町村立学校分の集計表も同様です。市町村からは学校種別に集計された調査票が提出されます。これを足し上げし、そこに補助票を使って、人件費など都道府県でしか把握できない数値を加算・減算する作業を行います。

スライド1でご説明したとおり、調査の回答期日は11月15日（金）です。期日までに各調査票における市町村教育委員会及び都道府県立学校の回答データを集計し、妥当性の審査をした上で都道府県教育委員会における数値の足し上げを行い、文部科学省に提出します。くれぐれも11月15日の締切は厳守していただきますようお願いいたします。

A票は学校種類ごとに作成します。調査票A票を、ご覧いただくと、A票の上段に基本項目として「学校種類」というものがあります。01 幼稚園～13 義務教育学校まで13学校種別あり、学校種類の右側にある集計の種類別に、13学校種それぞれを都道府県立分・市町村立分作成することになります。ですので、最大で26枚のA票を文部科学省へご提出いただくことになります。

なお、例えば市町村立の高等専門学校など、県内に設置されていない学校種類かつ集計の種類は調査票は作成する必要はありません。存在するもののみを作成して、文部科学省へご提出ください。

B～D票の流れ図は、都道府県用説明書の16～17ページに掲載しています。B票は都道府県分・市町村分の2枚をご提出いただきます。このB票の市町村分についても、先ほどご説明した補助票を使った、足し上げ作業を必要に応じて行います。

C票も都道府県分・市町村分の2枚を、D票は都道府県分のみ1枚をそれぞれ文部科学省へご提出いただきます。

（スライド5）

実際にみなさまに行っていただく年間の作業スケジュールをお示ししています。

今年度は教育行政調査（E票）を実施しない年度のため、5月上旬にログイン情報の整備等、調査に必要な準備を行い、5月下旬～6月上旬から調査の本番を開始予定です。

回答データの送信時には、オンライン調査システム及び文部科学省統計システムにより自動でエラーチェックがかかりますので、数値の妥当性をよく確認して回答してください。

地方教育費調査の審査は、12月から翌年の3月にかけて実施予定です。各都道府県からの回答内容を前回回答との差額の大小や、全国的なトレンドとの乖離などといった様々な観点からチェックを行います。チェックの結果、誤りが疑われるものなどについて、適宜都道府県へ照会を行いますので、照会にご対応いただき、誤りであれば修正をするという対応を行っていただきます。審査と照会へのご対応には多大な時間を要しますので、あらかじめ都道府県教育委員会においても、回答前に必ず数値の妥当性を事前に確認してください。

(スライド6)

今回の調査は「令和6年度地方教育費調査」ですが、A～D票の対象となるのは「令和5会計年度の額」ですので注意してください。

額は全て、単位：千円（千円未満は四捨五入）で記入してください。

基本的な点ですが、**毎年この間違いは発生しています**。円単位の帳簿を写しかえるときや、万円単位のもの、百万円単位のもの、様々な「単位」によって決算額は整理されています。この調査の調査票A票～D票は、全て「単位：千円（千円未満は四捨五入）」です。**単位の誤りは全体の数値に非常に大きな影響を及ぼしますので、絶対に間違えないよう十分に注意してください**。

A～D票という4つの票に分けてこの調査にご回答いただきますが、4つの調査票では中身が全て異なります。

◇ A票とB票は、地方公共団体が支出した教育費を調査します。

◇ C票は、教育に係る収入等を調査します。

◇ D票は、知事部局における生涯学習関連費を調査します。

D票は知事部局のご協力が必要です。また、対象は都道府県のみですので、市町村では回答不要です。

また、前回調査からの変更はありません。

以下で更に詳しく説明します。

(スライド7)

まずは全体的な注意点です。

まず、本調査は「私立」の学校教育、大学や短期大学は対象外です。スライドに記載したような、私立学校や大学・短期大学の在籍者に対する支出を計上しないよう注意してください。奨学金事業の場合には対象外経費を除算してください。

次に、本調査では「何に対して経費を支出したか」という使途の観点で調査票の支出項目が立てられています。地方公共団体の予算区分と使途が1対1の関係であれば、予算区分から数値を引用可能ですが、予算区分と使途が1対2以上の複数の関係であれば、予算区分からそのまま数値を引用することはできませんのでご注意ください。

例えば、「教育委員会事務局予算から支出したから」という理由でB票の「教育行政費」になんでも計上してしまうケースが散見されますが、小学校の建築費、といった特定の学校種類にかかる経費であればA票が計上先となります。このような計上は誤りですのでご

注意ください。

また、再三となりますが、切は必ず厳守してください。

ここからは、A 票から D 票の各調査票における注意点をご説明します。

(スライド 8)

A 票は、学校教育費の調査です。ここでいう学校教育費は、「公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費」です。

また、新設校があり今回から回答が必要となる校種にご注意ください。特にご注意くださいのが「幼保連携型認定こども園」、「義務教育学校」、「専修学校・各種学校」です。

「市町村教育委員会用 説明書」10～11 ページを、併せてご覧ください。

幼保連携型認定こども園は、園の所管が教育委員会ではないことも多く、首長部局の方との連携が欠かせません。経費の予算区分も教育委員会ではなく、民生費等のケースもありますが、本調査では「学校に係る経費」を対象としていますので、予算区分が教育委員会であっても、民生費であっても、「幼保連携型認定こども園にかかる経費」である限りは計上が必要です。

また、各地での幼保連携型認定こども園の設置数はまだ伸び続けていますから、仮に前回調査では全く設置がなく、幼保連携型認定こども園について回答の必要がなかった市町村でも、今回の調査対象である令和 5 年度には園の新設があり、回答が必要になるかも知れません。まずは、各都道府県において「令和 5 年度に新たに幼保連携型認定こども園が新設され、回答が必要になった市町村があるかどうか」を、最初に確認してください。令和 5 年度に新設されていなくても、「令和 6 年度新設のための工事費用等」が令和 5 会計年度に発生していた場合、調査対象となります。

また、幼保連携型認定こども園では園に係る経費を全額計上してください。保育機能に係る部分を按分・除算する必要はありません。

続いて義務教育学校ですが、これも幼保連携型認定こども園と同様に、設置数が伸び続けている校種ですので、前回調査では回答がなかった市町村でも、今回は回答する必要があるかも知れません。「令和 5 年度に新たに義務教育学校が新設され、回答が必要になった市町村があるかどうか」「令和 6 年度新設のための工事費用等がないか」を、最初に確認してください。

また、地方公共団体の会計上では(項)小学校費・(項)中学校費などと区分されている場合であっても、本調査では「義務教育学校にかかった経費を義務教育学校の調査票に回答」いただく必要があります。つまり、(項)小学校費や(項)中学校費に、小学校や中学校の経費に加えて義務教育学校の経費が溶け込んでいる場合には、そこから義務教育学校分を抜き出してご回答いただく必要があります。

中等教育学校も同様ですので、地方公共団体の会計上は(項)中学校費・(項)高等学校費に溶け込んでいたとしても、抜き出して計上してください。

最後に、専修学校・各種学校についてです。これも所管が教育委員会ではないことがあり、かつその所管がかなり多種多様であることがあります。まずは教育委員会において、専修学校・各種学校が自分の地方公共団体内にどの程度あるのか、もしある場合はどの部局にこの調査を依頼すべきかを、把握してください。

(スライド 9)

続いて B 票です。こちらは「社会教育費」と「教育行政費」の 2 本立てになっています。

「社会教育費」は、社会教育施設の経費、及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費を計上します。社会教育費の対象となる施設がどのようなものかは、「市町村教育委員会用説明書」22～23 ページの表をご参照ください。特に、「教育委員会が行った社会教育活動費」は、定義が他とはやや異なりますので、お間違えのないようにしてください。例年、誤りが非常に多い区分です。

また、令和 2 年度調査より、公民館、図書館、博物館等を特定社会教育機関として条例により首長部局へ移管している場合については、B 票の対象としています。令和 5 年度に所管を移管している都道府県・市町村におかれては、移管の根拠法令をよく確認いただき、引き続き B 票に計上するのか、D 票へ計上するのか注意してください。

「教育行政費」は、教育委員会事務局（所管の教育研究所等を含む）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費を計上します。社会教育費調査票（B 票）と同じ調査票内に記入箇所を設けていますので、社会教育費調査の各項目と記入場所を間違えないよう注意してください。詳しくは、「市町村教育委員会用説明書」26～28 ページで確認してください。

また、例えば、小学校へ IT 機器を導入した費用や建築費など特定の学校教育のための経費は A 票に計上すべき費用です。お間違えのないようにしてください。その他、大学・短期大学や私立学校のために支出した経費は対象でないため、ご注意ください。

(スライド 10)

C 票は収入の調査で、これだけ性質が異なります。教育に係る特定財源収入の他、基準財政需要額の調査も行っています。

C 票では対象となる経費が限定されています。教育活動から生じる教育に係る特定財源の収入を計上し、国・都道府県からの補助金・負担金・分担金等や、過年度の教育活動等から生じた収入は対象外ですので、収入と支出、すなわち A 票及び B 票の額と C 票の額は釣り合いません。

また、過年度の教育活動から生じた収入など、会計上は収入として計上されていても、本調査では対象外となるケースもありますので、対象外となる経費にご留意ください。

最後に D 票は、知事部局が所管する生涯学習関連施設の経費です。先ほど申し上げた通り、D 票だけは都道府県（の知事部局）だけのご対応です。「都道府県教育委員会用説明書」の 8 ページ以降に掲載があります。基本ルールは B 票とほぼ変わりありません。移管のあった施設がある場合は、同様に経費計上にご注意ください。

なお、知事部局の方へ D 票のことをご説明になる際は、「都道府県教育委員会用説明書」

のこの部分をお使いになってください。

(スライド 11)

A 票・B 票・D 票は、縦に「支出項目」、横に「財源」を取ったマトリクスの表になっています。教育に係る全ての経費について、「縦方向→どういう用途で支出された経費か」「横方向→どの財源から支出された経費か」という両方から捉え、その交点に額をご回答いただくというのが、基本の構造です。

例として「体育用品の購入費として、市町村が5万円を支出した。」とあります。これをまず横方向に見ると、支出した用途は「体育用品を買った」ということで、これは支出項目で言うと「教育活動費」というものに当てはまります。次に横方向に見ると、支出した人は「市町村」ですから、財源は「市町村支出金」と整理できます。縦は教育活動費／横は市町村支出金、と分かりました。この交点に、支出額5万円を記録します。(ご覧のとおり、調査票には「50」と記録します。繰り返しになりますが、「単位：千円(千円未満は四捨五入)」ですから、5万円は「50」と書き入れるのが正解です)

交点がずれば、どういう用途にその財源から支払われたのかという意味が変わりますから、記入ずれのないよう気を付けてください。

教育活動にかかる費用を、それがどういう用途のために支払われたのか、どの財源によるものか、という両方の側面から整理するのが、この調査の最大の特徴です。

どういう用途のために支払われたのか…を「支出項目別」の整理、どの財源によるものか…を「財源別」の整理、と、この調査では名付けています。

(スライド 12)

スライド 12 と 13 では、それぞれ「支出項目別」と「財源別」とはいったいどういうものか、中身を詳しく説明しています。

スライド 13 は「支出項目別」の整理です。大きく「A 消費的支出」、「B 資本的支出」、「C 債務償還費」という3つに分けられます。この3区分が、最も基本的な分類です。

まず、Aの「消費的支出」は、買ったものが短期間で消えてしまうもの・手元には残らないものを言います。消耗品や、サービスへの支払などが例ですが、最も大きいのは人件費です。

Bの「資本的支出」は、名前のとおり、「資本」に対してお金が使われた場合、ここに支出を整理します。「資本」とは、買った後、短時間でそれが消えてしまわず、長期にわたって手元に残るものを言います。分かりやすく言い換えれば「資産」であり、典型例は土地・建物などの不動産です。

経費を性質によって分類する際、「経常支出か臨時支出か」「義務経費か任意経費か」「移転か非移転か」など、様々な分け方が存在するのですが、この調査では「消費か資本か」という考え方で分けます。

最後のC「債務償還費」は、過去に地方債を起債したものについて、その返済に要したお金を指します。ご覧のとおり「元金の返済、利子の支払及び手数料」が対象ですが、一時

借入金や借換債は対象外であるをご承知ください。

A 消費的支出と B 資本的支出は、更にその中で細かく、A は 5 つ・B は 4 つに分かれます。「市町村教育委員会用説明書」12～19 ページに詳しくご案内しています。

再度となりますが、この調査の「支出項目」は、必ずしも各地方公共団体の歳出予算の整理とは一致しません。例えば「需用費」が何に当てはまるとか、「役務費」がどこに整理されるかなど、歳出予算のラベリングと対応するわけではありません。お配りした参考資料 3 に、あくまで一例として、分類の対応を挙げています。

この調査は「お金がどのような教育活動に使われたか？」という用途を知りたい目的ですので、需用費・役務費といった財務上の整理とはまた別の分類であると、捉えてください。

(スライド 13)

こちらは「財源別」の整理です。「公費の財源」は 5 つに分けて分類します。

まず、「国庫補助金」です。これは、いわゆる国からのお金全てが該当するわけではないため、4 つのポツに注意してください。

国庫補助金は、「国が地方公共団体に対し、特定の用途のために交付した補助金・負担金等を財源とする経費」という定義ですので、1 ポツ目のとおり必ずしも名称が「補助金」であるものとは限りません。また、2 つ目のポツにある通り、必ずしも文部科学省から支出されたものだけではなく、内閣府、農林水産省、経済産業省、防衛省など、各府省庁によるものも該当します。参考資料 2 では主だったものを挙げていますが、ここにあるもので全部ではありませんので、いわゆる「国庫補助金」から支出がある場合には注意してください。

いわゆる「国庫補助金」から支出がある場合、3 つ目のポツに注意してください。地方交付税を財源とする経費は、ここに含まれません。また、**一般財源として受け入れ、区分経理等を行っていない（つまり特定用途目的に限っていない）ものも含まれません**。「高等学校等就学支援金」を財源を国庫補助金と整理していないのはこのためですし、地方公共団体の一般財源としての性格を有する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」も財源を国庫補助金には整理いたしませんので、特に注意をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連した取り扱いは、後程スライド 16 を参照してください。

4 つ目のポツもお気を付けください。国が支出元である委託費は、「国の仕事を代わりに行ってもらうために出したお金」ですので、国の事業費というのが本質です。この調査は地方の教育費の実態を調べるものですから、こうした国の事業は全て対象外です。そのため、国から支出を受けた委託費は対象外ということになります。

以下の「都道府県支出金」「市町村支出金」「地方債」は、それほど定義は難しくありません。

この中で「地方債」ですが、起債の条件はかなり限定的であり、原則として「大きな建築事業のため」といった投資的な経費（建設事業関係の経費）に対して充てられます。

ただし、退職手当にかかる「退職手当債」というものもある他、「過疎事業対策債」（通称「過疎債」）というものは、ソフト事業に対してもかなり広範に使うことが認められているもので、実際、教育事業への使用も幅広く行われています。市町村からの回答でも、よく目にするのではないかと思います。「市町村教育委員会用説明書」9 ページに説明を載せていますので、お目通しください。

続いて「公費組入れ寄附金」は、他の機関から受け入れた助成金等が含まれますので、例を書いている通り、宝くじ助成や toto 助成など、色々なものがあります。最近では「ふるさと納税」を財源とするものも、ここに多く含まれるようになってきました。その分、間違っただけのものでも誤入するケースも目立ってきていますので、支出額が大きく増えた時には、中身のチェックをお願いします。

基本的には以上ですが、一番下に「公費に組み入れられない寄附金」というものがあります。これは B 票だけが対象となり、かなり限定的ですが、こういうものもあります。

（スライド 14）

C 票だけが「収入の調査」ですが、構造は A 票などと同じです。縦に「教育施設別」、横に「科目別」を取り、この両方から捉えるものです。「財源」の考えはありません。

C 票は「教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金／地方債／寄附金以外の収入が計上対象です。」ので、国から受け取った補助金の収入は、C 票に含めてはいけません。

また、「当該年度の教育活動から生じた収入」を対象としていますので、前年度会計からの繰越金収入については会計上収入として計上されていても、本調査の対象ではありません。前年度に未納となり年度を跨いで調査年度に納付された過年度授業料も同様に対象ではありません。

この調査はあくまで当年度の教育活動から得た収入・支出状況を調査するものですから、どうぞご注意ください。

（スライド 15）

ここでは「本調査の対象外となるもの」をあげています。

- ☐ 大学・短期大学に関する経費・収入
- ☐ 私立の学校教育に関する経費・収入
- ☐ 基金等への積立てを目的とした支出

※ ただし、奨学事業目的の基金等に対する繰出金は計上対象

- ☐ 国からの委託費
- ☐ 一時借入金及び借換債の収入・償還費用
- ☐ 児童生徒・教職員から徴収した学校給食費収入、それを原資とした支出
- ☐ 教職員の社会保険料（自己負担分）の支出・収入
- ☐ 共済組合・社会保険組合に対する教職員の掛金、教職員に対する給付金
- ☐ 臨時的な収入

□ 誤払い・過払いや過年度補助金の交付取消等に伴う返還金の支出・収入

これらは全て、対象外です。非常によくある誤入のパターンがこれらですので、くれぐれもご注意ください。

(スライド 16)

新型コロナウイルス感染症に関連した支出の取扱いについて説明します。

学校等における感染症対策や、各種行事・イベントの中止や延期、学校給食の休止への対応等、教育活動のために支出した経費は、その内容に基づき、各支出項目別区分に振り分けて計上してください。

また、キャンセルに伴い発生する賠償金等についても、これらを公費で補填・補償した場合は、それらの教育活動に付随して発生したものとして同項目に計上してください。

財源は、「市町村教育委員会用説明書」8ページの財源別区分に従い振り分けてください。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方公共団体の一般財源としての性格を有するものとなりますので、都道府県支出金又は市町村支出金として整理してください。

詳しくは「都道府県教育委員会用説明書」7ページ、「市町村教育委員会用説明書」9ページに掲載していますのでご覧ください。

(スライド 17)

こちらは典型的な誤りの多い例ですので注意してください。

特に昨年度は「A-5 所定支払金」に関する誤りが非常に多かったです。「A-5 所定支払金」は学校が存在する以上「義務的に」発生する「定期的な」支出ですが、「負担金、分担金、保険料、賃借料」などの名称が付いていれば、実際の用途によらず何でも計上されるケースが見受けられました。

例えば、「賃借料」は、ビル内に校舎があるなど経常的に物件を借りているのであれば「A-5 所定支払金」ですが、校舎の建て替えに伴う“仮校舎”の賃借料は「B-2 建築費」です。し、学校で使用する複写機・パソコン等機器の賃借料も、用途により「A-2 教育活動費」「A-3-b その他の管理費」場合によっては「B-3 設備・備品費」への計上となります。

名称で判断することなく、支出内容に応じて計上してください。

(スライド 18)

「オンライン調査システム操作手順書」(以下「操作手順書」) 3ページに概要を示しているとおり、地方教育費調査では、ご回答に当たって「政府統計共同利用システム」という総務省統計センターの運営するシステムを使用します。

システムの操作等で不明なところがあれば、こちらの冊子をご覧くださいように、市町村教育委員会へもご案内ください。

都道府県のみなさまには、政府統計共同利用システムのうち、「操作手順書」3ページの図の右側に記載のある「利用機関総合窓口」をお使いいただくこととなります。

「操作手順書」6 ページで、利用機関総合窓口へのログイン方法をご案内しています。
「利用機関総合窓口」へのログインには、アプリ又はメールによるワンタイムパスワードが必要となります。

まずみなさまに速やかに実施していただきたいのが、スライド 18「(1) 準備 (5 月中)」に記載のとおり、利用機関総合窓口へログインするための、ユーザ ID・パスワードの把握とこのワンタイムパスワードの取得方法確認です。市町村教育委員会も「利用機関総合窓口」を使って回答する場合は、同様の確認作業を市町村教育委員会へも依頼してください。

オンライン調査への回答方法は、「利用機関総合窓口」と「政府統計オンライン調査総合窓口」の 2 通りあります。平たく言い換えれば、「自治体が所有する ID を使うため、ID は毎年同じ場合」と「文部科学省から毎年 Excel で配布される ID・PW を使用するため、ID・PW は毎年違う場合」です。

ユーザー ID・PW、ワンタイムパスワードの取得方法確認を行っていただくのは、都道府県教育委員会のみなさんと「利用機関総合窓口」から「自治体が所有する ID を使うため、ID は毎年同じ」市町村教育委員会になります。

「政府統計オンライン調査総合窓口」から「文部科学省から毎年 Excel で配布される ID・PW を使用するため、ID・PW は毎年違う」市町村教育委員会と各都道府県立学校については、「操作手順書」32 ページ以降にあるとおり、インターネット回線によるオンライン調査総合窓口と呼ばれるページへ、ログイン ID とパスワードを使ってログインしていただくこととなります。

このログイン ID とパスワードの一覧を、「(2) ログイン情報等の整備 (5 月上旬予定)」のとおり、みなさまへ Excel ファイルで送付します。

文部科学省から送られた ID 一覧の Excel を、教育委員会別や学校別に切り分けて、トークンを使わない市町村教育委員会や都道府県立学校にお知らせしてください。

また、ID 等の配布に合わせて文部科学省からみなさまに、教育委員会と都道府県立学校の新設や廃校の有無について照会します。文部科学省から送られた前述の ID 等一覧のエクセルをご確認いただき、一覧にない教育委員会・学校があればご連絡ください。

なお、注意いただきたいのが、それぞれの調査時点で存在する学校・教育委員会についてお知らせいただきたいということです。

地方教育費調査は、「令和 5 会計年度」が調査対象ですので、令和 5 年度に経費が発生しているかどうかという視点で一覧をご確認ください。令和 6 年 4 月の時点で廃校となっている学校も、令和 5 年度に何らかの経費が発生している場合は調査対象となりますし、逆に開校したのは令和 6 年 4 月だけでも、開校に係る準備経費（校舎の建築費など）が令和 5 年度中に発生している場合も調査の対象となります。

(スライド 19)

調査の本番は、5 月下旬～6 月上旬からを予定しています。本番開始後は速やかに各教

育委員会のご担当者に周知してください。

なお、例年入力していただいております「一次提出期限」につきましては、政府統計共同利用システムの更改に伴い、都道府県教育委員会が設定した締切日が市町村教育委員会及び都道府県立学校に表示されない不具合が発生しております。今年度につきましては恐れ入りますがメールや文書等により締切日を周知の上、締切を厳守していただくよう適宜進行管理をお願いいたします。

8月頃に、市町村教育委員会・都道府県立学校から提出された調査票を単純集計するマクロ機能付きの Excel をお送りしますので、みなさまが調査票を作成する際の補助としてお使いいただければと思います。なお、昨年度にマクロファイルを改修しており、今年度配布ファイルは昨年度と同じものになる予定です。

(スライド 20)

スライド 18 でもご説明したとおり、オンライン調査への回答方法は、「利用機関総合窓口」と「政府統計オンライン調査総合窓口」の2通りあります。

どちらからアクセスするかによって、使用する URL や用いる ID・PW が異なりますので、ご自分がどちらからアクセスしようとしているかよく注意してください。

なお、政府統計オンライン調査総合窓口からアクセスする場合、ID・PW は A 票／B・C 票（共通）／D 票によって異なります。また、A 票の中でも、学校種や集計の種類によって ID・PW が異なりますので、回答したい調査票に合った ID・PW を選んでください。

(スライド 21)

システムにログインできない場合、たいていは利用機関総合窓口からログインしようとしているのに、ID・PW は政府統計オンライン調査総合窓口を用いているなど、ログイン方法と ID・PW が噛み合っていないケースです。

また、回答したい調査票が表示されない場合は、政府統計オンライン調査総合窓口からログインしようとしたときに、パソコンの自動入力であったり、ID・PW が 1 つであると思い込んだりして、回答したい調査票の ID・PW ではないものでログインしているケースです。

おおよそは本スライドの色付き部分を確認いただくことで解消すると存じますので、ログインできなかつたり、調査票が表示されないときはまずここを確認してください。

それでもなお解消されない場合は、スライド 22 の『文部科学省ヘルプデスク』へお問い合わせください。

(スライド 22)

文部科学省では、オンライン調査システムに関するお問合せの窓口としてヘルプデスクを設置しています。記載の連絡先について、市町村教育委員会へも周知していただきますようお願いいたします。

なお、こちらのヘルプデスクではオンライン調査システムに関するお問合せを受け付けています。調査のページにアクセスできない、また、ログイン方法がわからないなどと言った際は、ヘルプデスクへお問い合わせください。

経費の振り分けなど調査の内容に係るご質問は、文部科学省へお問い合わせください。文部科学省へお問合せの際は、市町村や学校からのご質問は、なるべく都道府県教育委員会でお取りまとめの上、お急ぎでない場合はメールにて、弊省へご相談いただけますと幸いです。

また、スライド上部の文部科学省ヘルプデスク終了後のシステムに関するお問合せは、「政府統計共同利用システムヘルプデスク」にお問い合わせください。

調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

地方教育費調査 質疑応答集

令和6年5月

文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付

～目次～

全般的な事項		1
A票(学校教育費調査票)		
(1) 全般にわたる事項		4
(2) 消費的支出に係る経費		5
(3) 資本的支出に係る経費		10
A票かB票かの判断		12
B票(社会教育費・教育行政費調査票)		14
C票(教育に係る収入調査票)		17
D票(知事部局における生涯学習関連費調査票)		19

全般的な事項

問1	共同設置の教育委員会が構成市町村ごとの教育委員会に分離した場合、どのように扱えばいいでしょうか。
答	市町村の分離と同じく、分離後の各市町村において、分離前の経費と分離後の経費とを合算して調査票を作成します(分離前の経費は、分離後の各市町村の人口によって配分し計上します)。
問2	教育委員会から他部局所管施設へ支出された教育関連の経費、また、教育委員会所管施設への他部局からの支出は、調査対象でしょうか。
答	調査対象です。本調査では原則として、教育委員会から支出された経費、及び他部局から教育関連のため支出された経費を調査対象としています。経費の名称によらず、当該経費が教育関連のために支出されたものであるか、あらかじめ経費の内容をよく確認の上、判断してください。 ただし、B票においては「地方公共団体が条例で設置し教育委員会が所管する社会教育施設」及び「首長部局が所管する特定社会教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号)」を調査対象とするため、首長部局が所管する施設で特定社会教育機関に当たらないものに対し、首長部局が経費を支出しているものは調査対象外です。
問3	A票・C票にある学校種類「幼保連携型認定こども園」には、幼稚園型認定こども園・保育所型認定こども園を含むのでしょうか。
答	幼稚園型認定こども園等、学校教育法を根拠に設置されているものは、学校種類「幼稚園」に含めて回答します(「幼保連携型認定こども園」には含めません)。また、保育所型認定こども園は、本調査の対象外です。
問4	教育委員会以外の部局で所管する公立幼稚園や幼保連携型認定こども園は、調査対象でしょうか。
答	調査対象です。本調査は、公立学校における学校教育活動のために支出された経費の調査であるため、所管する部局によらず、公立学校の経費及び収入は調査対象です。
問5	本調査における非常勤職員の定義を教えてください。
答	1週間の勤務時間が常勤職員の4分の3以上、任用形態が実態として1年以上継続している(することが明らかである)者を「非常勤職員」としています。また、上記に当てはまらない非常勤職員でも、臨時・短期日に雇用される者と区別できる常勤的に近い勤務実態の者は、非常勤職員に含めます。
問6	謝金は、「人件費」に計上するのでしょうか。
答	原則として、謝金は給与又は手当とは異なるため、「人件費」とはしません。学校における教育活動の講師、指導者に対する謝金はA-2教育活動費に含めます。
問7	県内の県立校一斉でエアコンを設置することとし、当初は備品として購入しました。しかし年度途中で公有財産に組み替えました。この場合、購入に要した経費をどこに計上すればいいですか。
答	当初の執行状況どおり、B-3設備・備品費に計上します。公有財産としての整備の場合、B-2建築費への計上が考えられますが、本調査においては建物の新築、増築、購入等の際の設備・備品の購入に係る経費をB-2建築費に計上することとしています。本件では建物の新増築等を伴わないため、B-3設備・備品費への計上が適切です。本件のように、年度途中に会計処理上の都合で執行状況に変更があった場合は、実態を優先して計上します。
問8	「債務償還費」は、地方債の元金の返済、利子の支払及び手数料に要した経費を計上することになっていますが、前年度以前の調査で既に元金相当額を地方債欄に計上しています。今回償還費を計上した場合、重複計上になりませんか。
答	前年度以前に地方債欄に計上した元金相当額は、教育活動の財源として計上されております。一方、今回計上する債務償還費は、元金返済等を直接の目的とした支出として計上されます。同じ地方債にかかる金額ですが、それぞれ異なる性質のものとして計上されるため、重複計上には当たりません。

問9	「債務償還費」で、借換債は対象外となっています。今年度で償還期間が終わる債務の元利を一度全額返済し、新たに借換債として借り入れ直すなど実質的に償還期間を延ばすこととなる場合、借換債返済も各年度の債務償還費に計上する必要がありますか。
答	借換債返済に要した経費を計上する必要はありません。借換債とは、既に借り入れた地方債を償還するため借り入れる地方債であり、新たな教育費の支出とはなりません(元利返済に要した経費は「債務償還費」に計上します)。また同様に、借換債を起債した場合でも財源別経費の「地方債」には計上しません。
問10	学校施設・図書館等複合施設整備及び管理運営など、様々な業務を一体で包括契約するPPP/PFI事業を実施しています。長期にわたりサービス対価の支払が生じるのですが、事業費は各業務を包括した形で算定されており、業務ごとの経費が把握できません。どのように取り扱うべきでしょうか。
答	支払ったサービス対価をどのように自治体決算へ計上したか、また、PFI事業者から提出のあった決算報告を確認し、可能な限り経費を配分(A票とB票、消費的支出と資本的支出等)して計上します。 事業の初期において短期に要する経費(建築費、設備備品費等)は可能な限り把握し、資本的支出のそれぞれの項目へ計上します。また、長期的に要するソフト面での経費は、決算報告等で内訳を確認できない場合、年間予定コスト内訳が分かる資料をもとに配分割合を算出し、各支出項目に配分して計上してください。
問11	物品購入のために基金が設立されており、教育委員会の一般会計から、当該基金に対して繰出金が支出されています。この支出は調査対象でしょうか。
答	調査対象ではありません。基金への繰出金は、奨学事業目的の基金に対する支出のみ対象(B票「教育行政費」に計上)であり、それ以外のものは調査対象外です。
問12	市町村において、首長部局の基金を取り崩して教育委員会所管の文教関係施設を建設しました。この取崩し分は首長部局の歳入となっており、教育委員会では受け入れていません。また、支出においても決算上教育費ではなく、総務費として取り扱われています。この収入及び支出は調査対象でしょうか。
答	収入(基金の取崩し額)は、調査対象ではありません。基金に係る収入は、運用収入のみがC票計上の対象であるため、取り崩して生じた額を歳入としても計上しません。 なお、取崩し額を原資として支出した経費は、調査対象です。この事例の場合首長部局の基金からの支出ですが、決算上の名称によらず通常教育費として決算されるような明らかな教育目的の支出であるため、調査対象になります。また、本経費の財源は基金の設置母体である「市町村支出金」となります。
問13	文部科学省以外の府省庁から交付される補助金で、学校を会場として実施された感染症予防関連事業(ワクチン接種等)などに係る経費も、全て調査対象となりますか。
答	本件は保健衛生に係る法令等をもとに、広く国民全般を対象とした予防関連事業が学校で行われたものであり、教育目的の事業ではないため、調査の対象にはなりません。 なお、教育目的で行われた補助等は、支出した府省庁によらず調査対象となります。
問14	教育目的で、県から市町村へ補助金を交付する際に、外郭団体等へ一旦支出してから各市町村へ配分しています。この補助金はどのように扱えばいいでしょうか。
答	間接補助金の取扱いは、最初の出所を財源とし、支出は最終的に支出したところで記入します。本件の補助金も間接補助金と同様と考えられるので、市町村の調査票に財源を都道府県支出金として計上します。
問15	前年度に交付を受けた国庫補助金について、今年度指摘があり、該当国庫補助金の一部を返還しました。この返還金はどのように扱えばいいでしょうか。
答	返還金の計上を行う必要はありません。前年度の支出は、交付を受けた国庫補助金のうち実際に教育のために支出された額が計上されており、また、返還金は今年度の教育に関する支出とはみなされません。
問16	国の委託事業として交付されている財源は、本来対象外となりますが、この財源に加算する形で県から支出があった場合、その加算分は調査対象でしょうか。
答	加算分のみを調査対象とし、該当する財源に計上します。

問17	臨時財政対策債を財源とする支出について、どのように扱えばいいでしょうか。
答	「臨時財政対策債」は地方債の一種ですが、後年度の地方交付税でその全額が措置されるため、一般財源とみなし、都道府県あるいは市町村の支出金として計上します。
問18	一般財団法人自治総合センター(宝くじ)、公益社団法人国土緑化推進機構(緑の募金)、独立行政法人日本スポーツ振興センター(toto)から助成を受けました。この財源は何でしょうか。
答	公費組入れ寄附金となります。なお、各助成金収入を歳入として受け入れていても、C票の対象にはなりません。
問19	調査対象年度に交付を受けた補助金について、その一部を次年度に繰越して事業を引き続き実施した場合、どのように計上するのでしょうか。
答	調査対象年度に執行(支出)した経費のみを計上してください。次年度に繰越して執行した補助金については、次回調査での計上となります。なお、補助金による歳入は繰越の如何を問わずC票への計上対象とはなりません。
問20	ふるさと納税による収入とそれを原資とした支出はどのように計上するのでしょうか。
答	ふるさと納税は、寄附金として地方公共団体の歳入に計上されます。よってふるさと納税を原資とした支出は、財源別では「公費組入れ寄附金」に計上してください。また、寄附金はC票の計上対象外であるため、ふるさと納税による収入は調査の対象外です。
問21	幼児教育無償化に伴い、国立幼稚園に通う児童に対して市から支出している保育料は、計上の対象になりますか。
答	本調査は公立学校のみを対象としているため、国立の学校教育に関する経費は対象外です。また、民間・私立幼稚園も同様に対象外です。
問22	文化財保存を所管する部局が教育委員会から知事部局に移管されたことに伴い、知事部局事務局が支出した文化財保護に係る費用は対象外となるでしょうか。
答	D票の「文化財保護費」に計上してください。経費の内容はB票と同様ですが、人件費は計上する必要はありません。また、知事部局が所管する、博物館相当施設や専ら文化財保護を活動内容とする施設が行う文化財保護のために要した経費も、「文化財保護費」に計上してください。なお、この場合、各施設に専ら勤務する職員の人件費は計上対象です。(都道府県教育委員会用説明書p13参照)
問23	過年度の施設利用料の過誤徴収が発覚し、還付作業を行いました。還付にかかった費用(還付金、還付加算金、郵便料、振込手数料)はどこに計上すればよろしいでしょうか。
答	還付金並びに還付に際して発生した費用については、調査対象外です。
問24	改正地方公務員法に基づく臨時的任用職員は、どこに計上すればよろしいでしょうか。
答	臨時的任用職員は、改正地方公務員法第22条の3により、常時勤務を要する職に就く職員として位置付けられ、フルタイムで任用され、常勤職員が行うべき業務に従事するとされるため、A-1-c事務職員給与あるいはA-1-dその他の職員給与に計上します。また、E票(教育行政調査票)では、事務局職員としての辞令を受けて、教育委員会事務局に常時勤務している場合、本務職員に含めます。
問25	改正地方公務員法に基づく会計年度任用職員は、どこに計上すればよろしいでしょうか。
答	会計年度任用職員は非常勤職員であるため、従来の非常勤職員と同様に扱います。1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイム又は、これよりも短いパートタイムのうち、1週間の勤務時間が常勤職員の4分の3以上であり、任用形態が実態として1年以上継続している(することが明らかである)者については、A-1-c事務職員給与あるいはA-1-dその他の職員給与に計上します。また、E票(教育行政調査票)では、事務局職員としての辞令を受けており、上記勤務形態に該当する場合、本務職員に含めます。

問26	改正地方公務員法に基づく会計年度任用職員で、講師等の発令を受けている教員は、どこに計上すればよろしいでしょうか。
答	当該学校に常勤として勤務する教員の場合にはA-1-a本務教員給与に計上します。 本務以外の教員(いわゆる非常勤講師を含む)の給与はA-1-b兼務教員給与に計上します。

問27	改正地方公務員法に基づく会計年度任用職員の交通費は、どこに計上すればよろしいでしょうか。
答	予算上の取り扱いに揃えて計上します。交通費を通勤手当として支給している場合は、当人の勤務形態等に応じて、A-1-a本務教員給与～A-1-dその他の職員給与のいずれかに計上します。 実際には通勤手当と同等の扱いを受けている場合でも、費用弁償により旅費として予算上取り扱っている場合は、当人の勤務形態等に応じて、A-2教育活動費、A-3-bその他の管理費に計上します。

A票(学校教育費調査票)

(1) 全般にわたる事項

問28	教職員の定義について、本調査と学校基本調査の定義は同じでしょうか。
答	おおむね同じですが、例えば、本調査の対象である学校給食センターの職員を、学校基本調査では対象としないなど、異なる取扱いをする場合があります。

問29	一般財源の「災害復旧対策費」で被災した児童・生徒に対し見舞金を支給したが、本調査の対象となるでしょうか。
答	調査対象ではありません。見舞金は、児童・生徒及びその家族等の生活面に対する支援を含むことが一般的であり、教育費としての使途が特定できないので、対象としません。

問30	PTA会費とは別に、一定額を生徒から徴収し、学校の設備・備品の購入、修繕費に支出しています。この収入及びこれを原資とした支出は、調査対象となるでしょうか。
答	調査対象ではありません。A票では、公費に組み入れず学校が独自に児童・生徒から徴収する徴収金を対象外としています。また、C票の収入にも計上されません。

問31	日本スポーツ振興センター共済掛金をPTA会費から支払っている場合、どのように扱えばいいでしょうか。
答	在籍者が個々に負担している場合と同様に、調査対象ではありません。

問32	教職員から徴収した給食費は、どのように扱えばいいでしょうか。
答	調査対象ではありません。児童生徒から徴収した場合と同様、歳入に組み入れられてから支出した場合であっても、調査対象にはなりません。

問33	甲市に居住する児童生徒が乙市の公立学校に通っています。当該児童生徒の教育費に関し、甲市から乙市へ負担金が支出されています。この支出は、甲市においてどの支出項目に計上すべきですか。
答	支出した甲市側は、負担金を調査対象とはしません。負担金を原資として乙市が学校教育活動を行うため、単に財源が甲市から乙市に移転したとみなし、甲市ではA票に計上しません。(乙市側の負担金収入の取扱いは、問142参照) 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の自治体間での授受がある場合も、上記と同様に扱ってください。

問34	幼保連携型認定こども園を市町村部局が所管し、予算も民生費で組まれている場合、当該園にかかる経費は本調査の対象となるでしょうか。
答	調査対象です。本調査では教育にかかる費用を対象としており、幼保連携型認定こども園は直接の根拠法を認定こども園法に置くものの教育基本法6条下の「法律に定める学校」であり、学校教育を行う機関として考えられるため、地方公共団体における予算上は民生費での計上であっても、本調査の対象です。

問35	公立幼稚園の認定こども園への移行に伴い、設置者は市町村ですが、運営主体は社会福祉法人となりました。市町村からは社会福祉法人に対し委託料が支払われます。この場合、どのように扱えばいいでしょうか。
答	設置者が市町村であることから、公立校として整理します。市町村から支出された委託料を原資とした支出は、幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)はA票(幼稚園)に計上し、幼保連携型認定こども園の場合はA票(幼保連携型認定こども園)に計上します。支出項目は委託料の使用用途により振り分けて計上します。なお、保育所型認定こども園は、本調査の対象外です。

問36	市町村立病院の附属学校に係る経費について、(1)病院収入より支出されている学校教育費の財源、(2)病院経費から分離できない部分の経費、(3)病院収入は、どのように扱えばいいでしょうか。
答	(1)附属学校の学校教育費は、当該市町村の公的収入からの支出と同様に、市町村支出金として計上します。 (2)病院経費から分離できない経費は、出納簿等を参照し、その支出された経費の実態によって振り分けて計上します。 (3)病院収入は、教育に係る収入には該当しないため、本調査では計上しません。ただし、当該学校に係る授業料等の収入は計上します。

問37	市町村立の病院附属の看護学校は、市町村教育委員会では収支を把握していない場合がありますが、どのようにすればいいでしょうか。
答	原則として、所在地の市町村教育委員会で、関係機関の担当者の協力を得ながら作成します。

(2) 消費的支出に係る経費

問38	学校図書館の司書の給与は、支出項目別区分のどこへ計上すればいいでしょうか。
答	本件の司書が、司書教諭を指している場合は、A-1-a本務教員給与又はA-1-b兼務教員給与に計上します。また、図書館職員を指している場合は、A-1-dその他の職員給与として計上します。

問39	JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)によらない、各自治体が独自に採用したALT(外国語指導助手)の人件費は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	人件費の計上は、事業によってではなく、発令等の内容により判断します。非常勤講師であればA-1-b兼務教員給与とし、非常勤職員であればA-1-c事務職員給与又はA-1-dその他の職員給与に計上します。例えば、非常勤の教育補助員(外国人英語等教育補助員)として発令を受けている場合は、A-1-dその他の職員給与へ計上します。 また、派遣契約等によるALTの場合は、人件費ではなく、児童生徒に対する教授及びその補助のための経費と考え、A-2教育活動費に計上します。

問40	海外の日本人学校に派遣されている教員に対する国内給与は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	通常、海外日本人学校に派遣されている教員については長期研修出張となるため、A-1-a本務教員給与として計上します。なお、在外教育施設派遣教員委託費として国から委託を受け支出している経費については、調査の対象外です。

問41	海外青年協力隊事業に参加する現職教員の人件費の補てんを、独立行政法人国際協力機構(JICA)から受けています。この経費はどのように扱えばいいでしょうか。
答	JICAを経由した外務省の交付金として、財源は国庫補助金として人件費に計上します。なお、C票の収入には計上しません。

問42	再任用制度により採用した教員の賃金は、どのように扱えばいいでしょうか。
答	常時勤務する教員についてはA-1-a本務教員給与に、また、短時間勤務する教員についてはA-1-b兼務教員給与に計上します。

問43	学校給食共同調理場(学校給食センター)で勤務している職員(教育委員会より発令)の人件費は、学校教育費、教育行政費のどちらに計上すればいいでしょうか。
答	学校教育費に含めますので、A票のA-1-dその他の職員給与に計上します。

問44	社会保険料等の支出は、人件費、所定支払金のどちらに計上すればいいでしょうか。
答	A-1-e共済組合等負担金に計上します。

問45	退職手当組合負担金や互助会負担金は、共済組合等負担金に含めて計上するのでしょうか。
答	退職手当組合負担金はA票のA-1-g退職・死傷手当に、互助会負担金はB票「教育行政費」のA消費的支出に計上します。

問46	教育委員会が民間会社と契約し、学校事務職員の派遣を受けています。この経費はどの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	派遣料金等を民間会社へ支払うものなので、給与ではなく、A票のA-3-bその他の管理費に計上します。

問47	スクールカウンセラーへの謝金(報償費)又は賃金は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	謝金はA-2教育活動費に計上します。賃金は勤務の状況に応じてA-1-dその他の職員給与又はA-2教育活動費に計上します(問25参照)。

問48	教職員に対し支出する児童手当は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	児童手当は、それぞれ該当の人件費欄に記載します。

問49	正規の授業時間でない日曜日や夏休みなどに、任意参加の校内実力テストや補習授業を行っていいいます。これらに係る経費は学校から支出されていますが、調査対象となるでしょうか。
答	調査対象です。計上する支出項目は、児童生徒全員を対象としたものであればA-2教育活動費に計上し、任意参加のものであればA-4-bその他の補助活動費に計上します。

問50	学校図書館に備え付ける図書のうち、備品とならない新聞等の購入費は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	学校図書館に備え付ける図書は、概ね複数年度にわたり使用に耐え得るものとして、B-4図書購入費に計上しますが、新聞や文庫本等の比較的短期間で破棄されるものは、A-2教育活動費に計上します。

問51	教授用のデジタル教科書は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	デジタル教科書のソフトウェア(教科書データ)のみを購入した場合はA-2教育活動費に計上します。閲覧用に備品となる端末(タブレット等)を併せて購入した場合、端末代はB-3設備・備品費に計上します。

問52	クラブ活動等の対外試合にかかる旅費は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	クラブ活動や部活動に要した経費は、A-2教育活動費に計上します。

問53	臨海・林間学校の経費は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	A-2教育活動費に計上します。

問54	学校が、教員に対する研修を行い、そこに招いた講師に対し謝金を支払いました。これはどの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	A-2教育活動費に計上します。

問55	外国人の保護者を持つ児童生徒が在籍する学校で、学校から配付するプリントの翻訳、個別面談時の通訳など、母語支援を行う補助員をお願いしました。この補助員にかかる謝金、旅費等は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	A-2教育活動費に計上します。保護者との連携を含め、児童生徒に対する教育活動の補助であるため、そのための経費と見ることが適当です。

問56	学校で使用する教育用コンテンツを作成するため、委託費を支出しました。この費用は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	A-2教育活動費に計上します。学校で使用する印刷教材の作成等と同様、児童生徒が授業等で使用するためのコンテンツであれば、教育活動費での作成と見ることが適当です。なお、学校事務用の処理用に関連したソフトウェア等は、長期にわたり使用することが見込まれ、その開発費はB-3設備・備品費に計上します。

問57	農業高校における家畜の治療代は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	A-3-bその他の管理費に計上します。

問58	学校評議員に対する謝礼金は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	A-3-bその他の管理費に計上します。

問59	高等学校等就学支援金の計上について、どのように扱えばいいでしょうか。
答	生徒に支給される就学支援金は、都道府県の事務として受給権者に支給するものであるため、支出項目は補助票を用いてA票のA-4-a補助事業費に計上します。また、財源は、都道府県教育委員会が都道府県立学校に対して支出したものは都道府県支出金、市町村立学校に対して支出したものは市町村支出金に計上します(国からの交付金は一般財源として受け入れられるものであるため)。また、授業料収入(C票)は、生徒等が実際に納付した額だけでなく、就学支援金相当額を含めた全額を授業料収入として計上します(問145参照)。

問60	高等学校等就学支援金事務費交付金について、どのように扱えばいいでしょうか。
答	財源別は、支出項目が特定できることから、「国庫補助金」として計上します。 支出項目別は、当該事務の行われている実態により判断します。具体的には、事務担当者が教育委員会である場合はB票「教育行政費」に、各学校あるいは教育委員会以外の部署(知事部局等)が担当している場合は、A票における当該学校種のA-4-a補助事業費に、都道府県教育委員会が市町村立学校の分も含め、補助票を用いて計上します。

問61	特別支援教育就学奨励費の中に学用品費や修学旅行費が含まれている場合は、使途別に経費を振り分けて計上する必要があるのでしょうか。
答	特別支援教育就学奨励費として給付された経費は、すべてA-4-a補助事業費へ計上してください。当該経費を使途別に振り分ける必要はありません。

問62	新型コロナウイルス感染症に関連した支出は、その他の補助活動費にまとめて計上すればいいのでしょうか。
答	学校等における感染症対策や、修学旅行等の各種行事・イベントの中止や延期、学校給食への休止の対応等、教育活動のために支出した経費については、その内容に基づき、各支出項目別区分に振り分けて計上してください。以下は一例です。 (例) 修学旅行の中止や延期に伴う費用 → A-2 教育活動費(特別活動費に該当するため) 家計が急変した世帯を対象とした就学援助等に伴う経費 → A-4-a 補助事業費 (児童・生徒の就学を支えるために直接給付される性質の経費に該当するため) 学校給食休止に伴う費用 → A-4-b その他の補助活動費(衛生関係費に該当するため) 感染症対策のためのマスク等購入 → A-4-b その他の補助活動費(衛生関係費に該当するため) 校舎の空調設備 → B-3設備・備品費(設備・備品のため)／B-2 建築費(施設の改修等を伴う場合)

問63	消耗品に類する衛生機材、薬品、給食用消耗品に係る経費は、どの支出項目に計上すればいいのでしょうか。
答	消耗品に類する衛生機材、薬品は衛生関係費に該当し、給食用消耗品に係る経費は給食関係費に該当しますので、A-4-bその他の補助活動費に計上します。

問64	消耗品扱いしている作業衣(実習助手、学校用務員、給食職員のもの)は、どの支出項目に計上すればいいのでしょうか。
答	作業衣を使用する者の職種に応じて計上します。実習助手の場合はA-2教育活動費、学校用務員の場合はA-3-bその他の管理費、給食職員の場合はA-4-bその他の補助活動費に計上します。

問65	校歌の作成のため、公費から委託料を支出しました。この経費はどの支出項目に計上すればいいのでしょうか。
答	A-4-bその他の補助活動費に計上します。

問66	スクールバスに係る各種経費は、どの支出項目に計上すればいいのでしょうか。
答	定期点検・整備・ガソリン代等の維持経費はA-4-bその他の補助活動費に、車両保険料・自動車重量税はA-5所定支払金に、故障個所の修理に要した経費はA-3-a修繕費に計上します。 なお、スクールバスの購入経費は、B-3設備・備品費に計上します。

問67	スクールバスに係る経費について、教育委員会が複数校分をまとめて執行しており、学校側は運営に関する事務を行っていません。この場合、学校ごとに経費を配分して計上する必要がありますか、あるいは教育行政費としてB票に複数校分を一括計上すればいいのでしょうか。
答	各学校において要した経費として配分・算定し、A票に計上します。スクールバスの運行に要した費用は、児童生徒の通学のために直接的に関わる経費(通学関係費)のため、A票のA-4-bその他の補助活動費に計上します。

問68	小学校で生徒の通学路に危険な箇所があるため、小学校の経費で道路沿いに防護壁を作りました。この経費はどの支出項目に計上すればいいのでしょうか。
答	正規の学校教育ではないが、それと密接な関係を有しているため、A-4-bその他の補助活動費に計上します。なお、建築費等に該当するものであれば、B資本的支出へ計上します。

問69	県立の定時制高校に在学する勤労学生に教科書を無償給与しています。教科書購入費は、補助活動費と教育行政費のどちらに計上すればいいでしょうか。
答	一部生徒に対する学用品等補助であり、用途が特定されているため、A票のA-4-a補助事業費に計上します。

問70	幼稚園等の一時預かり事業にかかる経費は、どのように扱えばいいでしょうか。
答	公立幼稚園又は認定こども園で行う一時預かり事業(幼稚園型)に要する経費は、各園がA票のA-4-bその他の補助活動費に計上します。 また、一時預かり事業(一般型)等を市町村等から受託している場合、各園では計上しません。当該一時預かり事業の実施主体が教育委員会である場合、B票「教育委員会が行った社会教育活動費」に計上します。なお、首長部局が実施主体の場合は、本調査対象とはなりません。

問71	学校給食調理業務を外部民間業者へ委託しています。この業者の設備改築に際し、県から補助金を支出しましたが、この補助は調査対象でしょうか。
答	調査対象です。委託をしている点を考慮し、取扱いが学校給食センターに準ずることとし、A票のA-4-bその他の補助活動費に計上します。(学校の所有物に対する支出ではないので、B資本的支出には該当しません。)

問72	学校給食費について、全ての保護者を対象に、必要額の半額を市が負担し、保護者負担軽減を行っています。この市の負担額は、どのように扱えばいいでしょうか。
答	A-4-bその他の補助活動費に、市負担分を計上します。学校給食費について、保護者負担分は本調査対象外ですが、公費から支出し食材購入等に充てた経費は、全てA-4-bその他の補助活動費に当たります。 なお、いったん保護者から全額を徴収し、市負担分の半額を後に保護者へ還付した場合も、還付相当額は市の負担で食材購入等に充てられたと考えられるため、還付相当額をA-4-bその他の補助活動費に計上します。

問73	ブロック塀の点検に要した経費はどのように計上するのでしょうか。
答	通常の施設設備の点検と同じく、維持管理に要した経費としてA-3-bその他の管理費に計上してください。

問74	日々雇用している職員の任用期間が1年以上継続している場合、そのものに対する賃金は人件費以外の項目に計上するのでしょうか。
答	日々雇用の職員とは任用期間が1年未満である職員を指します。任用期間が1年以上継続している(若しくは継続が見込まれる)職員は日々雇用に当たりませんので、非常勤職員への給与と同様にA-1人件費に計上してください。

問75	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の会議に要した経費(委員への謝金、消耗品費など)は、どの項目への計上となるのでしょうか。
答	学校運営協議会に要した経費は、すべてA-3-bその他の管理費に計上してください。 まず、学校運営協議会の委員は教育委員会から「委嘱」されている者ですので、その報酬は給与ではなく謝金として支払われます。謝金は人件費に含めず、該当する項目に計上します(問6のとおり)。学校運営協議会の議題は、教育活動に留まらず、地域との連携協働や教職員の任用に関することなど、学校運営全般に及びますので、学校管理に係る費用と捉えA-3-bその他の管理費への計上となります。

問76	休校による給食の廃止に伴い、給食業者に対してキャンセルした給食材料費の補填や賠償金を支出しました。この費用はどこに計上すればよいでしょうか。
答	給食関係費に付随する経費とみなし、A-4-bその他の補助活動費に計上します。ただし、児童生徒及び教職員から徴収した学校給食費収入からの支出分は除きます。 また、給食以外のキャンセル料やそれに関連した支出についても、同様の考えで各項目に計上してください。

問77	部活動指導員の給与はどこに計上すればよろしいでしょうか。
答	非常勤職員である場合はA-1-dその他の職員給与、日々雇用の賃金や謝金として支払っている場合はA-2教育活動費に計上します。任用形態によって判断してください。

問78	空調設備(エアコン等)のリース料はどの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	空調設備(エアコン等)のリース契約に係る支出は「A-3-b その他の管理費」へ計上願います。 ただし、「備品として調達することの条件として数年はリース」など、リース契約上、リース物品が最終的に借主のものになることが明らかである場合(物品の返却や、リース延長などほかの選択肢の余地がない場合)は「設備・備品費」への計上となります。(備品を調達するための費用とみなせるため)

問79	教職員が学校の職務として受講する外部の講習会(教育委員会が主体となって実施する研修ではないもの)の受講費用を学校が負担しました。「負担金」という名称で支出しているのでA-5所定支払金に計上すればよろしいでしょうか。
答	教職員が在籍校の職務として参加する研修等(教育委員会が主体となって実施する研修ではないもの)に係る経費はA-2教育活動費に計上してください。 A-5所定支払金は学校が存在することで義務的に発生する定期的な支出を対象とします。「保険料」「建物借料」「設備賃借料」「負担金」といった名称によらず、あらかじめ支出の内容をよく確認の上、計上先をご判断ください。(例えば「設備賃借料」でも、問78における空調設備のリース経費は義務的経費ではなく学校施設の維持管理に係る経費のため、A-3-bその他の管理費に計上します)

(3) 資本的支出に係る経費

問80	アスベスト工事の経費は、修繕費と建築費のどちらの支出項目に計上するのでしょうか。
答	規模や目的をあらかじめよく確認の上、計上先を判断してください。なお、国庫補助金や地方債を財源として行われたアスベスト対策工事は、全てB-2建築費に計上します。

問81	学校施設等の耐震診断の委託費は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	耐震診断の結果工事の必要なしとなった場合など、建築(改築)事業に付随しないものは、A-3-bその他の管理費に計上します。補強工事が必要となった場合など、建築(改築)事業に付随するものは、B-2建築費に計上します。

問82	体育館の床を全面的に張り替えた場合の経費は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	床の破損あるいは老朽化した床を張り替え、元の機能を回復させるにとどまる工事であれば、A-3-a修繕費に計上し、防振構造の導入や床材質変更など、その価値をより増加させる目的を持つ工事であれば、B-2建築費に計上します。

問83	校庭の整備について、(1)芝生を校庭に新たに植えた場合、(2)校内の植木が枯れたので抜いて捨てた場合、それぞれ経費はどの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	(1)芝生を新たに植えた場合は、A-3-bその他の管理費に計上し、芝生の補充、運動場の地ならしなどは、A-3-a修繕費に計上します。 (2)植木の撤去は、A-3-bその他の管理費に計上します。ただし、植え替えた場合で備品として取り扱っていればB-3設備・備品費に計上し、消耗品として扱っていれば、A-3-a修繕費に計上します。

問84	「設備・備品費」の定義を教えてください。建物との区別が難しいもの(駐輪場、焼却炉等)は、どう判断すればいいでしょうか。
答	一般的に、決算上普通建設事業費で整備されるものは建物(経費=B-2建築費)です。この建物に付随し、構造上一体となっているもの・一体で効用を高めるような設備を建物とともに整備する場合は、B-2建築費に含めて計上します。 一方、建物からは独立した設備の整備は、B-3設備・備品費に計上します。例えば駐輪場(それ自体が建物となるような大規模なものを除く)や焼却炉は、建物と一体になっているかが判断の目安になります。

問85	説明書の「付表 設備・備品の例示表」にあっても、実際には消耗品扱いしているものがあります。これはどのように扱えばいいでしょうか。
答	本調査では、複数年度の長期にわたり使用に耐えうると考えられるものを設備・備品として「付表 設備・備品の例示表」に示していますが、これはあくまで例示ですので、地方公共団体において消耗品として会計上整理されているものは、A消費的支出として計上してください。
問86	学校の校庭・グラウンドについて、(1)グラウンドや校庭の土入れに要した経費、(2)グラウンドフェンスやバックネットの設置に要した経費は、どこに計上すればいいでしょうか。
答	(1)拡張や改良のためのものであればB-1土地費に計上し、効用を維持するためのものであればA-3-a修繕費に計上します。 (2)はB-3設備・備品費に計上します。なお、土地購入の際に、土地に付随していたものはB-1土地費に計上します。
問87	校舎を新築した際、旧校舎からの備品の運搬を業者に委託して行いました。この費用はどのように扱えばいいでしょうか。
答	新築の際の一連の事業とみなし、B-2建築費に計上します。
問88	校舎の新築に伴う仮校舎のリース料は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	新築に伴うものなので、リース期間が長期にわたっても、一時的なものとしてB-2建築費に計上します。
問89	学校給食センターの建設後に排水溝及び浄水槽設置工事を実施しました。この経費はどのように扱えばいいでしょうか。
答	いずれも学校給食センターの建物に付随して機能する設備であり、工事の時期がずれていても一体のものと考えられるので、B-2建築費に計上します。
問90	学校の教室に冷房装置の取付けを行いました。この経費は、決算における執行状況においては、配管工事等を伴い金額が大きいため「設備・備品費」として取り扱っていないのですが、どのように扱えばいいでしょうか。
答	B-3設備・備品費に計上します。修繕費や建築費に計上することも考えられますが、A-3-a修繕費は施設等の効用維持のために壊れている箇所を元に戻すものであり、B-2建築費は施設の構造そのものを改良するものです。建物の付随設備を整備した本件の場合は、執行状況にかかわらず、本調査の定義に合わせB-3設備・備品費に計上します。
問91	パソコンを多数購入することになり、空き教室をそれに合わせて改築しました。改築費・購入費はどの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	教室の改築については、余裕教室等の利用ということから用途も変更されており、質的向上を目的に改築されていることからB-2建築費に計上します(修繕費は、古くなったり壊れたりしたものを現状復帰することに係る経費であるため、この場合は当てはまりません)。 パソコンの購入費は、改築に伴って購入されたものであっても、教育活動のためにパソコンを購入する(建築に付随したものではない)ので、B-3設備・備品費に計上します。 なお、パソコン等の機器を保護する目的で、例えば空調設備を整える等といった改築に伴う付随的な設備・備品整備を改築と同時に行う場合は、B-2建築費に含めて計上します。
問92	パソコンの賃借料・インターネット回線使用料は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	児童生徒のためのパソコン賃借料、インターネット回線使用料はA-2教育活動費に計上し、学校の事務用はA-3-bその他の管理費に計上します。

問93	タブレットやの購入費用は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	原則としてB-3設備・備品費に計上します。ただし、タブレットが地方公共団体において消耗品として会計上整理されていることがあれば、その用途に従ってA-2教育活動費若しくはA-3-bその他の管理費に計上します。 なお、タブレットのリース料の場合は、A-2教育活動費に計上します。また、端末への初期設定委託やソフトライセンスの使用料等もA-2教育活動費への計上します。

問94	学校内のインターネット環境を整備するために、パソコンのネットワーク工事を行いました。この費用はどの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	単にLANの設置だけであればB-3設備・備品費に計上します。校舎の改築等を伴う設置であればB-2建築費に計上します。

問95	パソコンを各教室に点在させる場合の配線工事費は、どの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	既存の教室に点在させる場合は、B-3設備・備品費に計上します。なお、新たにパソコン教室を設置し、それに伴う配線工事を行う場合は、改築ということになるのでB-2建築費に計上します。

問96	地方債を財源に校舎の修繕を行いました。この費用はどの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	施設の長寿命化・機能強化を目的に地方債が認められた事業については、B-2建築費に計上します。

問97	学校医に対して、教職員の健康管理に関する謝金を支出しています。この経費はB票「教育行政費」に計上するのでしょうか。
答	学校医に対する委嘱が、在学者に関する業務と教職員に関する業務に明確に区分されている場合、在学者に関する業務への謝金はA票に支出項目:A-4-bその他の補助活動費として計上し、教職員に関する業務への謝金はB票「教育行政費」に支出項目:A消費的支出として計上します。 区分されていない場合、教職員に関する業務は、在学者に関する業務に含まれる形で委嘱されているものとみなし、A票に計上します。

問98	既存のブロック塀を取り壊し、新たにフェンスを設置しましたがこれらの支出はどのように計上するのでしょうか。
答	ブロック塀やフェンスは校舎等の建物の一部とみなしますので、その取り壊しや設置に要した費用は、B-2建築費に計上してください。なお、維持保全又は現状回復のための修繕にとどまる場合は、A-3-a修繕費に計上してください。

問99	国庫補助金や地方債を起債して修繕を行ったのですが、内容としては原状回復に留まる比較的小規模のものでした。この場合は、大規模な修繕に該当しないのでA-3-a修繕費への計上となるのでしょうか。
答	国庫補助金や地方債を起債して行った修繕については、規模の大小にかかわらず、B-2建築費に計上してください。 国による補助や地方債の起債が認められた事業は、その時点で施設の長寿命化や機能強化を目的にしているものとみなします。従って、資本的支出(うち建築費)に機械的に計上していただいて問題ありません。 ただし、建物と一体となっていない設備・備品に係る修繕(あくまで破損箇所や不具合の修理・原状回復にかかるものであって、改良あるいは長寿命化など価値を高めるものでないこと。また、他の支出項目と一連の事業とみなすことが適当でない単独事業であること。設備・備品の「交換」は含まない。)について国庫補助金や地方債を原資として行った場合、「A-3-b 修繕費」へ計上してください。

A票かB票かの判断

問100	学校が主催して、当該学校の教職員を対象に講演会を開催し、講師謝金を支払いました。この経費はどの支出項目に計上すればいいでしょうか。
答	学校が主催したもので、学校教育活動の一つとみなし、A票のA-2教育活動費に計上します。なお、教育委員会が主催する教職員を対象とする講演は、B票「教育行政費」のA消費的支出に計上します。

問101	初任者教員研修事業に係る経費について、(1)初任者を指導する専属講師の経費、(2)初任者研修を受ける教員の代替として授業を担当する者の経費は、どのように扱えばよいでしょうか。
答	(1)B票「教育行政費」のA消費的支出に計上します。 (2)教員としての発令がある非常勤講師については兼務教員として扱い、A票のA-1-b兼務教員給与に計上します。
問102	教員住宅等における備品購入費を、学校から支出しています。この経費は学校教育費に含めるのでしょうか。
答	教員住宅等の福利厚生施設関係費は、B票「教育行政費」に計上します。
問103	交際費(見舞金、弔費など)として各学校に配分された経費は、どこに計上すればよいでしょうか。
答	B票「教育行政費」にまとめて計上します。
問104	教育委員会が学童保育を所管している場合、学童保育にかかる経費は、どのように扱えばよいでしょうか。
答	B票「教育委員会が行った社会教育活動費」に計上します。
問105	生活保護受給世帯等に対する入学支度金は、学校教育費、教育行政費のどちらに計上すればよいでしょうか。
答	入学前のものであり、就学奨励事務の一つとみなし、B票「教育行政費」に計上します。
問106	副読本を教育委員会で作成するため、その資料の調査を業者に委託しました。この委託費はどのように扱えばよいでしょうか。
答	(1)教員のための副読本の場合、教育委員会が学校教育活動の指導を行うために支出した経費とみなし、B票「教育行政費」に計上します。 (2)児童・生徒のための副読本の場合、教授又はその補助に使用されるのであれば、教材作成の一つとみなし、A票のA-2教育活動費に計上します。
問107	不登校となった児童生徒を対象に、学校外の施設で学習支援教室を開いています。この経費はどこに計上すればよいでしょうか。
答	教育委員会が行う事業であればB票「教育委員会が行った社会教育活動費」に、また、学校教育として行うのであれば、A票のA-2教育活動費に計上します。
問108	生徒の健康診断及び教員の健康診断の費用は、どの支出項目に計上すればよいでしょうか。
答	生徒の健康診断はA票のA-4-bその他の補助活動費に、教員の健康診断はB票「教育行政費」のA消費的支出に計上します。
問109	市町村教育委員会に対する訴訟の提起に際し、弁護士に業務を依頼しました。また、その後賠償金の支払が発生しました。これらはどの支出項目に計上すればよいでしょうか。
答	弁護士報酬・費用、賠償金のいずれもB票「教育行政費」のA消費的支出に計上します。なお、賠償金の支払が後日保険金によって賄われた場合、その収入は計上対象外となります。また、首長部局が支払った場合は調査対象外です。

問110	小学校の統合を検討するための検討委員会が発足し、地区の代表者などが委員となっています。委員に対する報償は、どこに計上すればいいのでしょうか？
答	当該委員会の設置主体により判断します。教育委員会が設置した場合はB票「教育行政費」に支出項目：A消費的支出として、学校が設置した場合はA票に支出項目：A-3-bその他管理費として計上します。

問111	新たな幼保連携型認定こども園を設立するため、教育委員会が主体となって地域に準備協議会を設置し、また、園舎等の予定地を購入しました。これらの費用はどの支出項目に計上すればいいのでしょうか。
答	準備協議会に係る経費は、B票「教育行政費」のA消費的支出に計上します。また、予定地購入は、将来の園舎等設置を予定して行うもののため、A票のB-1土地費に計上します。

問112	2つの学校(甲校・乙校)が統合され、統合後新校は甲校の校舎等を使用することとなりました。使用しない旧乙校の校舎等は、今後学校教育以外の別の用途に転用されますが、現在は転用先未定のままであり、暫定的に統合後新校が維持管理費を支出しています。この費用はどのように扱えばいいのでしょうか。
答	旧乙校校舎等の所有が教育委員会のままである場合は、B票「教育行政費」に計上します。 旧乙校の校舎等は、今後転用される予定であり、当該自治体の教育には効果のある施設ではありませんが、現に要しているコストであるため、暫定的に計上する必要があります。

問113	在籍児童生徒を含めた地域住民に対する学校開放事業のため、地域・学校連携施設を学校敷地内に建設しました。建築費、使用に伴う光熱水料等の維持・管理に係る経費、管理指導員に対する謝金などを要しますが、これらの経費は学校教育費又は社会教育費のどちらに計上すればいいのでしょうか。
答	いずれの経費も、B票の「教育委員会が行った社会教育活動費」に計上します。

問114	外国から児童生徒を受け入れるホームステイ事業を実施しています。受入れは教育委員会の中に別会計の組織を設けて行い、経費の一部を教育総務費より負担金として補助していますが、どのように扱えばいいのでしょうか。
答	首長部局からの補助を含め、全ての経費が調査対象となります。通常の留学のように一定期間にわたって学校の授業を受けるものであればA票に支出項目：A-2教育活動費として計上し、夏休みを利用した体験学習、あるいは国際交流を目的としたゲストとしての短期的なものであれば、B票の「教育委員会が行った社会教育活動費」に計上します。

問115	児童生徒が怪我をし、市が治療費(市の過失割合分)を支払っていますが、どこに計上すればいいのでしょうか。
答	学校教育活動の中で怪我を負ったということが前提ですが、B票の「教育行政費」に計上します。

B票(社会教育費・教育行政費調査票)

問116	首長部局所管(条例設置)の複合施設内部に、利用規則上、教育委員会所管となっている社会教育施設があります。その経費は調査対象でしょうか
答	調査対象です。

問117	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、博物館の所管が教育委員会から首長部局に変更することとなりました。これまで、当該博物館はB票に計上していましたが、今後はD票に計上すれば良いのでしょうか。
答	B票の対象は、「地方公共団体が条例で設置し、教育委員会が所管する社会教育施設」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、条例により地方公共団体の長がその事務を管理し、及び執行することとされている図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関(以下「特定社会教育機関」という。)」です。 博物館は特定社会教育機関に該当するため、引き続きB票に計上してください。

問118	社会教育施設と事務局とで経費の区分が困難な場合があります。適切な計上方法はあるでしょうか。
答	それぞれの状況に応じて、例えば床面積や職員数等を用いて振り分けるなど、最も適当と思われる方法で計上します。

問119	図書館に専ら勤務する職員について、発令が事務局職員となっており、かつ組織規則上において図書館は事務局の一部と位置付けられています。この場合、図書館職員の人件費はB票の教育行政費への計上となるのでしょうか。
答	図書館に専ら勤務する職員の人件費は、B票の図書館費に計上してください。 B票に計上する人件費は、当該職員の勤務する施設に計上してください。普段は教育委員会事務局にいながら専ら当該施設に関する業務を行っている場合のみ、発令状況によって計上先を判断してください(発令が当該施設である場合は、その人件費は当該施設に計上します)。

問120	協議会方式で運営されている視聴覚ライブラリーの経費は、どのように扱えばいいでしょうか。
答	協議会に係る経費は調査対象外ですが、視聴覚ライブラリーに係る経費について教育委員会が負担金を支出している場合は「教育委員会が行った社会教育活動費」に計上します。

問121	指定管理者が県の体育施設の運営を行っている場合、本調査の対象となる経費は何があるでしょうか。
答	管理運営のために県から支出した管理委託費、また、国・地方公共団体からの支出があった補助金等が調査対象となります。

問122	指定管理者制度を導入した社会教育施設について、県が管理委託費を支出せず、指定管理者が施設の使用料収入の範囲で運営をしている場合、調査対象となるでしょうか。
答	調査対象とはなりません。社会教育のために地方公共団体から支出された経費を明らかにするという本調査の目的に鑑み、施設の使用料収入だけで運営しており、かつ、国・地方公共団体から補助金等を受けていない場合、計上すべき経費はありません。

問123	市からの委託料と使用料(指定管理者の収入になっている)の両方により指定管理者が運営を行う社会教育施設について、財源別内訳では使用料を財源計上としない一方、支出項目別内訳は委託料と使用料からの支出の双方を含めなければ振り分けることができないため、合計が一致しません。どのように取り扱えばいいでしょうか。
答	支出項目別内訳を、委託料収入と使用料収入の比率により配分・算定し、それぞれの項目に計上します。

問124	文化会館の管理を法人に委託し、管理委託費を地方公共団体から支出していますが、消費的支出の「人件費」や資本的支出の「土地・建築費」別に区分して経理処理を行っていません。この場合であっても、区分して計上するべきでしょうか。
答	管理者の協力を得ながら、できる限り区分と内訳を計上します。

問125	スポーツや文化に関連する業務が、教育委員会の所管から首長部局に移管されました。新たに首長部局が所管する業務の経費は、調査対象となるでしょうか。
答	調査対象とはなりません(都道府県において知事部局が所管する生涯学習関連施設に関する経費は、D票の計上対象になります)。 なお、当該業務が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、地方公共団体の長が所管することになった特定社会教育機関(同項第1号)に関する事務の場合は、調査対象となります。

問126	スポーツや文化に関連する業務について、地方自治法第180条の7により、教育委員会の所管であるものを首長部局が補助執行することとなりました。首長部局が補助執行する業務の経費は、調査対象となるでしょうか。
答	調査対象です。依然として教育委員会が施設及び業務を所管している場合は、実質的に首長部局が施設の管理・運営等を行っていても、B票の対象です。なお、事務委任を行っている場合も同様です。

問127	首長部局の職員が教育委員会に派遣されており、この職員に係る給与等の経費は首長部局から支出されています。この経費は調査対象でしょうか。
答	定数上どちらに所属するかによって判断します。定数上首長部局であれば調査の対象外であり、教育委員会であれば調査対象となります。
問128	教育委員会事務局に配置された職員が、主として社会教育施設に関する事務を担当している場合、この者に係る経費は社会教育費として計上するのでしょうか。
答	発令の内容によって判断します。発令が教育委員会事務局職員であれば、「教育行政費」に計上します。
問129	派遣社会教育主事が派遣先の市町村公民館職員の発令を受けている場合、その者に係る経費はどのように扱えばいいのでしょうか。
答	派遣社会教育主事は、市町村の社会教育主事(事務局職員)で、行政指導を主な職務としています。公民館等特定の社会教育施設の職員ではないので、「社会教育費」ではなく「教育行政費」に計上します。
問130	管理運営を財団法人に委託している社会教育施設に、教育委員会事務局職員を出向させています。この職員の籍は教育委員会にあり、人件費も教育委員会から支出されていますが、当該人件費は社会教育費、教育行政費のどちらに計上すればいいのでしょうか。
答	職員の籍が教育委員会にあり、人件費も教育委員会が支出しているため、「教育行政費」に計上します。
問131	外部の芸術文化関連財団に対して県が出資金を支出しており、この財団が、その出資金が生む利息で美術品等を購入しています。この出資金や購入経費はどのように扱えばいいのでしょうか。
答	(1)当該団体が基金である場合、基金への繰入れは(育英奨学事業目的以外)本調査の対象外であり、また、出資金の運用益や取崩し収入による活動は、教育委員会の支出によるものとはみなさず、調査対象とはしないため、調査対象外です。 (2)当該団体が基金ではない場合、出資金はB票「教育委員会が行った社会教育活動費」のA消費的支出に計上します。当該利息での美術品購入については、一度団体に入った出資金の利息から支出したもので、教育委員会が支出したとはみなさず、調査対象としません。
問132	スポーツ・レクリエーション祭で、各競技の実施を行う団体に県が補助金を支出しています。この経費はどのように扱えばよいでしょうか。
答	「教育委員会が行った社会教育活動費」に計上します。
問133	国民体育大会の経費は、教育委員会から支出された経費だけを計上するのでしょうか。
答	運営組織がどこに置かれているにかかわらず、国体のために教育委員会から支出された経費全てを「教育委員会が行った社会教育活動費」に計上します。
問134	県の「博物館建設用地造成事業」に市町村教育委員会からその経費の一部を支出しました。市町村の支出はどのように扱えばいいのでしょうか。
答	使途にかかわらず、市町村分のB票「教育委員会が行った社会教育活動費」のA消費的支出に計上します。
問135	民間から文化財保護の目的で資金を受け、市町村の歳入に受け入れた後、文化財保護活動(博物館等ではなく教育委員会が担当している)のために支出された経費は、どのように扱えばいいのでしょうか。
答	文化財保護の目的で支出されたものなので、本調査の対象となり、財源は「市町村支出金」となります。 民間から資金を受け入れていることから、財源が「公費組入れ寄附金」となることも考えられますが、民間団体等が建物を建設する過程で文化財に当たるものを発見した場合の保護、また、地方公共団体及び民間団体相互の協力が文化財保護法に規定されており、こうした文化財の保護を民間団体が地方公共団体に依頼するに当たって経費を「委託費」として受け入れて決算処理する場合は、寄附金とはなりません。 また、特定財源として受け入れている場合は、C票に計上します。

問136	社会教育施設の駐車場で、駐車場の整備上の問題により一般来場者の車両がパンクしてしまいました。施設から来場者に弁償を行いました。この経費はどのように取り扱えばいいのでしょうか。
答	B票の「教育行政費」に計上します。 教育委員会の所管する施設で生じた管理運営上の責任によるため、弁償した者は教育委員会であり、教育行政費に整理することが適当です。この他、例えば訴訟費用なども、個別の施設による教育活動の支出ではないため、B票「教育行政費」に計上します。

問137	全額を県が出資している公社を実施主体として、県の事業が行われます。これに伴い埋蔵文化財調査が必要となり、教育委員会がその委託を受けた場合、この埋蔵文化財調査に関する経費は調査対象でしょうか。
答	県の事業に伴うものなので、調査対象です。

問138	「(再掲)奨学費」の対象となる奨学費の範囲については、一般会計だけでなく特別会計からの支出も含めるのでしょうか。また、教育委員会以外の知事部局等の特別会計から奨学費の貸付けを行っている場合も、この再掲欄の対象となるのでしょうか。
答	一般会計と特別会計の別にかかわらず、奨学費は計上の対象となります。 知事部局等からの特別会計に関しては、まずその奨学金が教育費として計上すべき経費か(社会保障関係等、福祉的観点からの支出ではないか等)確認し、その上で教育委員会を通じて執行される教育費である場合は計上します。 なお、「高校生等奨学給付金」及び「高等学校等就学支援金」については、A票で計上するため、この「(再掲)奨学費」の欄には計上しません。

問139	教育委員会が事業主体となる奨学費について、所管する学校に関する場合は「学校教育費」に、大学・短期大学や私立学校に関する場合は「教育行政費」に区分するのでしょうか。
答	所管する、しないにかかわらず、奨学費として支出された経費はB票「教育行政費」に計上します。なお、A票に計上した奨学費(高校生等奨学給付金など)は、B票には計上しません。高等学校等就学支援金もB票には計上しません。また、大学・短期大学及び私立学校の学生・生徒に対する奨学費は、本対象の対象とはなりません。

問140	調査対象年度の次年度にインターハイが市内で開催されるため、その準備として教育委員会内にインターハイ準備室が置かれ、調査対象年度に開催に要する費用が執行された場合、これらの費用はどのように計上するのでしょうか。
答	B票の教育行政費に計上してください。市内及び県内の高校生に留まらず、広く全国の高校生のために教育委員会から支出された費用ですので、A票には記載せず、B票教育行政費への計上となります。ただし、高体連や国・県から委託されたものがある場合、委託分は当該市のB票には計上しないでください。

問141	5年経験者研修に係る参加旅費についても、法定研修(初任者・10年経験者研修)と同様にA-2教育活動費の計上対象外としてよろしいでしょうか。
答	参加した研修が、教育委員会が計画・実施したものであれば、A票ではなくB票「教育行政費」のA消費的支出に計上します。

C票(教育に係る収入調査票)

問142	甲市に居住する児童生徒が乙市の公立学校に通っています。当該児童生徒の教育費に関し、甲市から乙市へ負担金が支出されています。負担金を受け入れた乙市では、負担金収入をどのように扱うべきですか。
答	収入として受け入れた乙市側では、負担金収入をC票には計上しません。また、甲市から受け取った負担金を原資として教育活動に支出した場合、用途に応じてA票(財源は市町村支出金)に計上します。(甲市側の負担金支出の取扱い、問33参照) 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の自治体間での授受がある場合も、上記と同様に扱ってください。

問143	土地や建物などの財産を売却したことによる収入は、調査対象となるでしょうか。
答	調査対象とはなりません。本調査では、地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額と本調査における実支出額(本調査における都道府県と市町村の支出総額から収入額を控除したもの)の比較を行います。基準財政収入額の単位費用の積算においては、資産売却収入といった臨時的な収入を除いている(地方交付税法第14条)ため、本調査でも当該収入を除外しているものです。
問144	県道拡幅に伴い、公立幼稚園に移転補償費が支払われました。この収入は調査対象となるでしょうか。
答	移転補償費の収入は、調査対象とはなりません。なお、本件では、公立幼稚園が移転作業に要した経費(支出)は調査対象となり、A票に計上します。
問145	高等学校等就学支援金制度による歳入は、どのように扱えばいいでしょうか。
答	生徒等が実際に納付した額だけでなく、学校設置者(都道府県・市町村)が代理受領した就学支援金を含め、全額を授業料収入としてC票に計上します。
問146	幼稚園で一時預かり事業(幼稚園型)を行っています。利用者から園が受け取った利用料収入は、どのように扱えばいいでしょうか。
答	「その他の収入」に計上します。当該収入を「保育料」という名称で受け入れている場合でも、本調査の授業料には含めません。
問147	日本スポーツ振興センターからの給付金を県の歳入に組み入れ、学校を経由して生徒に支給しました。この給付金は調査対象となるでしょうか。
答	日本スポーツ振興センターからの給付金は、県がこれを歳入に組み入れた場合であっても調査対象とはなりません。
問148	基金の運用によって得られる利子等の収入は、調査対象になるでしょうか。
答	利子等を特定財源収入として受け入れている場合は収入として調査対象とし、一般財源として受け入れている場合は対象としません。また、基金の取崩しによる収入は調査対象になりません。
問149	スクールバスの利用料、及び学校給食費を児童・生徒から徴収し、一般会計の収入としている場合、調査対象となるでしょうか。
答	スクールバス利用料は、特定財源として受け入れている場合は調査対象となります。また、児童・生徒から徴収した学校給食費については、調査対象となりません。
問150	社会保険料の負担金のうち、職員の自己負担分(掛金)もあらかじめ立て替える形で県が支出し、その後職員から掛金相当額を徴収し、県の一般財源として受け入れています。県の支出及び収入(職員からの納付分)は、どのように扱えばいいでしょうか。
答	いずれも調査対象にはなりません。県が一括支出している掛金は、職員自己負担分の納付手続上の関係で立替えをしているだけであり、個人の掛金という性質に変わりありません。A票に計上する支出は事業主負担分のみで、個人から徴収し不足分に充てた支出は計上せず、C票についても個人からの徴収分は収入として計上しません。
問151	奨学費について、貸与が終了(満了)した奨学生から返還金がありました。これによる収入はC票に計上するのでしょうか。
答	特定財源収入として受け入れている場合は、C票に計上します。教育施設区分は「教育行政機関」、科目別は「その他の収入」に計上します。(ただし、特別会計として受け入れている場合は「特別会計収入」に計上します。)ただし、大学・短期大学及び私立学校の学生・生徒に貸与した奨学金に関する返還金は対象となりません。

問152	市内の中学校で落雷による施設破損があり、歳入として公益社団法人全国市有物件災害共済会より共済金を受け、歳出として災害復旧工事を行いました。この場合は調査対象となるでしょうか。
答	市有物件災害共済のように、学校施設等の災害及び事故に伴う保険等の収入額は、C票の調査対象とはなりません。災害復旧工事の経費(支出)は、A票の調査対象となります。

問153	鉄道の建設工事に伴い、国又は関連する法人等から委託された埋蔵文化財調査に関する委託費収入が、決算上歳入に含まれています。この収入は調査対象でしょうか。
答	調査対象ではありません。ここでの鉄道建設事業は当該地方公共団体の実施するものではなく、埋蔵文化財調査もこの事業に伴うものなので、本調査の対象とはなりません。

問154	下水道工事の5年分納の負担金を一括払いにした場合、前納報奨金として一定の返金があります。収入・支出双方でどのように扱えばいいでしょうか。
答	前納報奨金として返金された額を除いた納付額を、当該事業に支出した経費として計上します。報奨金として返金された額をC票に収入として計上することはありません。

問155	「建築費の特定財源収入」とは、具体的にどのような収入が該当するのでしょうか。
答	その用途が施設等の建築費に特定されている収入を指します。例としては、施設建設のための基金から生じる利子等の基金運用収入が挙げられます。

問156	「建築費の特定財源収入」は、調査票に記入した「教育に係る収入」額の中から記入するのでしょうか。
答	再掲なので、収入額の内数となります。

問157	学校開放の一環として、小学校の運動場や体育館を市民に貸し出す事業を行っています。本事業で発生した収入は、C票の小学校への計上としてよろしいでしょうか。
答	C票の「教育行政機関」へ計上してください。市民へ学校施設を開放する事業は教育委員会の所管課(社会教育課など)が行っている事業ですので、その収入は教育委員会の収入として計上します。

問158	幼保連携型認定こども園で実施している延長保育に係る収入は、授業料に計上してよろしいでしょうか。
答	一時預かり保育と同様の整理とし、「その他の収入」に計上します。(問146参照)

D票(知事部局における生涯学習関連費調査票)

問159	対象となる施設の特定について、どのように判断すればいいでしょうか。
答	D票は、地方公共団体が条例で設置し、知事部局が所管する生涯学習関連施設を対象とします。条例に掲げられている設置目的等で判断し、設置目的が生涯学習とそれ以外の多岐にわたっている施設については、生涯学習関連施設として取り扱ってください。

問160	生涯学習関連施設ではないが、生涯学習関連事業を行っている施設があります。この経費は調査対象となるでしょうか。
答	生涯学習関連施設ではないところが行っている生涯学習関連事業費は、調査対象とはなりません。D票では、施設の性質(設置目的等)で調査対象かどうかを判断してください。

問161	D票(知事部局における生涯学習関連費調査票)には、特定社会教育機関を含めるのでしょうか。
答	調査対象ではありません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、地方公共団体の長が所管することとなった特定社会教育機関(同項第1号)に関する事務に係る経費は、B票(社会教育費)に計上してください。

◎文部科学本省 (一般会計)

[補助金]	< 交 付 対 象 >
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	地 方 公 共 団 体
教育支援体制整備事業費補助金	地 方 公 共 団 体 等
情報通信技術講習事業費補助金	地 方 公 共 団 体
学校安全特別対策事業費補助金	都 道 府 県 等
教育振興事業費補助金	
アイヌ子弟高等学校等進学奨励費	北 海 道
要保護児童生徒援助費補助金	
(1) 医療費等	地 方 公 共 団 体
(2) 学用品費等	地 方 公 共 団 体
(3) 通学用品費等	地 方 公 共 団 体
高等学校等修学支援事業費補助金	地 方 公 共 団 体 等
公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	地 方 公 共 団 体
特別支援教育就学奨励費補助金	地 方 公 共 団 体
へき地児童生徒援助費等補助金	
(1) スクールバス・ボート等購入費	地 方 公 共 団 体
(2) 保健管理費	地 方 公 共 団 体
(3) 遠距離通学費等	地 方 公 共 団 体
(4) 離島高校生修学支援事業	地 方 公 共 団 体
学校保健特別対策事業費補助金	学 校 設 置 者
理科教育設備整備費等補助金	地 方 公 共 団 体 等
部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金	地 方 公 共 団 体
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金	地 方 公 共 団 体
公立社会教育施設災害復旧費補助金	地 方 公 共 団 体
国際文化交流促進費補助金	都 道 府 県 等
[負担金]	< 交 付 対 象 >
特別支援教育就学奨励費負担金	地 方 公 共 団 体
義務教育費国庫負担金	地 方 公 共 団 体
公立学校施設整備費負担金	
(1) 公立小中学校施設整備費	地 方 公 共 団 体
(2) 公立特別支援学校施設整備費	地 方 公 共 団 体
公立諸学校建物其他災害復旧費負担金	地 方 公 共 団 体
[交付金]	< 交 付 対 象 >
公立社会教育施設災害復旧都道府県事務費交付金	都 道 府 県
公立文教施設整備等都道府県事務費交付金	
(1) 公立文教施設事務費交付金	都 道 府 県
(2) 公立文教施設災害復旧事務費交付金	都 道 府 県
高等学校等就学支援金事務費交付金	都 道 府 県
被災児童生徒就学支援等事業交付金	都 道 府 県
認定こども園施設整備交付金	都 道 府 県
教育支援体制整備事業費交付金	都 道 府 県
学校施設環境改善交付金	地 方 公 共 団 体

◎スポーツ庁 (一般会計)

[補助金]	< 交 付 対 象 >
地方スポーツ振興費補助金	地 方 公 共 団 体

◎文化庁（一般会計）

[補助金]	< 交 付 対 象 >
文化芸術振興費補助金	地 方 公 共 団 体 等
国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	地 方 公 共 団 体 等
国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	地 方 公 共 団 体
史跡等購入費補助金	地 方 公 共 団 体
文化財多言語解説整備事業費補助金（文化資源活用事業費補助金）	地 方 公 共 団 体 等

◎他省庁

【内閣府】（一般会計）

[補助金]	< 交 付 対 象 >
駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金	
埋蔵文化財調査	地 方 公 共 団 体
沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	市 町 村 等
[負担金]	< 交 付 対 象 >
公立学校施設整備費負担金	
(1) 公立小中学校施設整備費	沖 縄 県 内 の 市 町 村
(2) 公立特別支援学校施設整備費	沖 縄 県 内 の 市 町 村
[交付金]	< 交 付 対 象 >
沖縄振興公共投資交付金	沖 縄 県
学校施設環境改善交付金	沖 縄 県 内 の 市 町 村

【厚労省】（一般会計）

[補助金]	< 交 付 対 象 >
-------	-------------

【農林水産省】（一般会計）

[補助金]	< 交 付 対 象 >
担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金	
新規就農者確保緊急対策事業費補助金	都 道 府 県

【国土交通省】（一般会計、特別会計）

[補助金]	< 交 付 対 象 >
集約都市形成支援事業費補助金	市 町 村
北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金	北 海 道

【環境省】（一般会計）

[補助金]	< 交 付 対 象 >
北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	市 町
産業廃棄物適正処理推進費補助金	地 方 公 共 団 体

【防衛省】（一般会計）

[補助金]	< 交 付 対 象 >
教育施設等騒音防止対策事業費補助金	地 方 公 共 団 体 等

【東日本大震災復興】（特別会計）

[補助金]	< 交 付 対 象 >
文化芸術振興費補助金	都 道 府 県
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金	地 方 公 共 団 体
[負担金]	< 交 付 対 象 >
義務教育費国庫負担金	地 方 公 共 団 体
[交付金]	< 交 付 対 象 >
被災者支援総合交付金	地 方 公 共 団 体 等

緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金	地 方 公 共 団 体 等
被災児童生徒就学支援等事業交付金	都 道 府 県

【エネルギー対策】（特別会計）

[交付金]	< 交 付 対 象 >
電源立地地域対策交付金	都 道 府 県

本調査における「国庫補助金」は、

- ※ 必ずしも名称が“補助金”であるものに限られません。
- ※ 地方交付税を財源とした経費は、含まれません。
- ※ 地方公共団体が一般財源として受け入れ、区分経理等を行っていないものを財源とする経費も、国庫補助金に含まれません。（都道府県支出金又は市町村支出金に整理されます）
- ◆ 特に間違えやすいのは「**高等学校等就学支援金交付金**」です。これは国庫補助金には**含まれません**のでご注意ください（「高等学校等就学支援金**事務費**交付金」は**含まれます**）。また「公立高等学校授業料不徴収交付金」も含まれません。
- ◆ **新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**や**物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金**は、地方公共団体の一般財源としての性格を有するものとなりますので、**含まれません**。都道府県支出金又は市町村支出金として整理してください。
- ◆ 幼稚園・幼保連携型認定こども園の施設型給付も、交付税措置（一般財源）の特定財源としての国庫補助・都道府県からの補助等を除き、全ての経常費について市町村支出金（都道府県立園は都道府県支出金）に計上してください。

< 注意 >

国から地方公共団体に支払われた委託費は、本来、国の事業に係る経費ですので、本調査では対象外とします。そのため、以下のような委託費を財源とした経費は含めないよう、ご注意ください。

◎文部科学本省（一般会計）

[委託費]	< 交 付 対 象 >
教育統計調査委託費	
(1) 学校基本調査事務委託費	都 道 府 県
(2) 学校保健統計調査等事務委託費	都 道 府 県
教育政策推進事業委託費	地 方 公 共 団 体 等
初等中等教育振興事業委託費	地 方 公 共 団 体 等
在外教育施設派遣教員委託費	都 道 府 県 等

◎文化庁（一般会計）

[委託費]	< 交 付 対 象 >
文化芸術振興委託費	地 方 公 共 団 体 等

◎スポーツ庁（一般会計）

[委託費]	< 交 付 対 象 >
スポーツ振興事業委託費	地 方 公 共 団 体 等

（資料）各府省各目明細書（令和５年度予算）等

(参考) 学校教育費調査票(A票)の支出項目別分類一覧表

歳出予算に係る 節の区分	支出内容(例)	本調査で該当する 支出項目
報酬	・会計年度任用職員で非常勤の講師発令を受けている者(いわゆる非常勤講師)の報酬	A-1-b 兼務教員給与
	・非常勤職員の報酬(事務職員)	A-1-c 事務職員給与
	・非常勤職員の報酬(技術職員、実習助手、寄宿舎指導員、用務員、ボイラー技師等)	A-1-d その他の職員給与
	・非常勤の学校医、薬剤師、看護職員、保健師等の報酬	A-1-d その他の職員給与
給料	・常勤教員の給料	A-1-a 本務教員給与
	・事務職員の給料	A-1-c 事務職員給与
	・教育補助員(技術職員、実習助手等)、施設維持職員(用務員等)、補助活動職員(学校医等)の給料	A-1-d その他の職員給与
職員手当等	・常勤の教員の諸手当(退職手当を除く)	A-1-a 本務教員給与
	・兼務教員の兼務手当	A-1-b 兼務教員給与
	・事務職員の諸手当(退職手当を除く)	A-1-c 事務職員給与
	・教育補助員(技術職員、実習助手等)、施設維持職員(用務員等)、補助活動職員(学校医等)の諸手当(退職手当を除く)	A-1-d その他の職員給与
	・教職員の退職手当	A-1-g 退職・死傷手当
共済費	・教職員に係る共済組合に対する事業主負担金	A-1-e 共済組合等負担金
	・非常勤職員に係る社会保険料事業主負担金	A-1-e 共済組合等負担金
	・賃金に係る社会保険料事業主負担金(短期日の日々雇用職員を除く)	A-1-e 共済組合等負担金
災害補償費	公務災害補償基金負担金	A-1-e 共済組合等負担金
恩給及び退職年金	・教職員の退職年金及び退職一時金(共済制度移行前の年金制度適用対象者に対するもの)	A-1-f 恩給費等
賃金	・日々雇用職員(事務)	A-3-b その他の管理費
	・日々雇用職員(給食)	A-4-b その他の補助活動費
報償費	・進路指導講演会・宿泊オリエンテーション等講師謝金、外部部活動指導者謝金	A-2 教育活動費
	・スクールカウンセラー謝金、入試事務謝金	A-2 教育活動費
旅費	・遠足、修学旅行、部活動の引率旅費	A-2 教育活動費
	・教員の一般旅費、赴任旅費、研究旅費、研修旅費(法定研修への参加旅費を除く)	A-2 教育活動費
	・会計年度任用職員(教員及び教育補助員)の通勤手当に相当する交通費費用弁償	A-2 教育活動費
	・会計年度任用職員(職員)の通勤手当に相当する交通費費用弁償	A-3-b その他の管理費
	・事務職員、施設維持職員及び補助活動職員の旅費	A-3-b その他の管理費
交際費	(B票(教育行政費調査票)に計上します)	
需用費(消耗品費)	・教授用消耗品費、学校行事等のための消耗品費	A-2 教育活動費
	・タブレットの購入費(消耗品に類するものに限る。備品に類するものはB-3設備・備品費に計上します)	A-2 教育活動費
	・施設等維持のための消耗品費、事務用消耗品費	A-3-b その他の管理費
	・給食用消耗品費、保健衛生用消耗品(新型コロナウイルス感染症対策のためのアルコール消毒液やマスク等を含む)費	A-4-b その他の補助活動費
需用費(燃料費)	・公用車(スクールバス等児童生徒の通学等用車両を除く)のガソリン購入費	A-3-b その他の管理費
	・暖房用の燃料費	A-3-b その他の管理費
	・スクールバスのガソリン購入費	A-4-b その他の補助活動費
需用費(食糧費)	・学校行事の来客用茶菓子・昼食代	A-2 教育活動費
	・学校が児童生徒のために備蓄する非常用食料購入費 (地方公共団体が地域防災拠点としての学校に備蓄する住民用非常食料品費は本調査対象外)	A-3-b その他の管理費
需用費(印刷製本費)	・教授用印刷製本費、学校行事等のための印刷製本費、入学試験事務等に係る印刷製本費	A-2 教育活動費
	・事務用の印刷製本費	A-3-b その他の管理費
需用費(光熱水費)	・学校の電気、水道、ガスの使用料	A-3-b その他の管理費
	・寄宿舎の電気、水道、ガスの使用料	A-4-b その他の補助活動費
需用費(修繕費)	・屋根、窓ガラス等の修繕費	A-3-a 修繕費
	・設備・備品(給食・衛生関係を含む)の修繕・修理費	A-3-a 修繕費
需用費(賄材料費)	・給食の材料費(児童生徒から徴収した給食費を原資とする支出を除く)	A-4-b その他の補助活動費
需用費(飼料費)	・学校で飼育する動物の飼料購入費	A-2 教育活動費
需用費(医薬材料費)	・保健室の薬、治療用消耗品	A-4-b その他の補助活動費

歳出予算に係る 節の区分	支出内容(例)	本調査で該当する 支出項目
役務費(通信運搬費)	・教育活動に関する郵便料、電話料、インターネット接続料	A-2 教育活動費
	・事務に関する郵便料、電話料、インターネット接続料	A-3-b その他の管理費
役 務 費 (保 管 料)	・保管料	A-5 所定支払金
役 務 費 (広 告 料)		
役 務 費 (手 数 料)	・水質検査手数料、室内環境測定手数料、ゴミ処理手数料、ピアノ調律料	A-3-b その他の管理費
役務費(筆耕翻訳料)	・卒業証書筆耕料	A-2 教育活動費
役務費(火災保険料)	・学校、寄宿舎の火災保険料	A-5 所定支払金
役 務 費 (自動車損害保険料)	・公用車、スクールバスの自動車損害保険料	A-5 所定支払金
委 託 料	・学校施設管理(警備、清掃、設備点検、浄化槽管理、害虫駆除等)の委託料	A-3-b その他の管理費
	・児童・生徒の健康診断委託料、学校給食調理委託料、スクールバス運行業務委託料	A-4-b その他の補助活動費
	・耐震調査委託料	A-3-b その他の管理費
	・設計委託料	B-2 建築費
使用料及び賃借料	・教育活動で使用する複写機、パソコン等のリース料	A-2 教育活動費
	・専ら事務で使用する複写機、パソコン等のリース料	A-3-b その他の管理費
	・借地料、建物借料、設備賃借料	A-5 所定支払金
	・遠足、修学旅行、部活動等の学校行事のためのバスの賃借料	A-2 教育活動費
	・通学用バスの賃借料	A-4-b その他の補助活動費
	・緊急時の児童搬送タクシー代	A-4-b その他の補助活動費
	・テレビ受信料(教室)	A-2 教育活動費
工 事 請 負 費	・学校施設の新築工事、改修工事、増築工事、耐震補強工事費	B-2 建築費
	・災害復旧事業に伴う大規模修繕費(公共事業としての起債や国庫補助を伴う規模)	B-2 建築費
	・施設の効用を維持・保全するための修繕費	A-3-a 修繕費
原 材 料 費	・実習用の原材料費	A-2 教育活動費
	・施設等工事に係る原材料費	(当該工事と同じ支出項目に計上)
公 有 財 産 購 入 費	・学校用地の購入費	B-1 土地費
	・既存建物の購入費	B-2 建築費
備 品 購 入 費	・教授用備品、机、椅子、本棚等の購入費	B-3 設備・備品費
	・給食用備品の購入費	B-3 設備・備品費
	・スクールバスの購入費	B-3 設備・備品費
	・タブレットの購入費(備品に類するものに限る。消耗品に類するものはA-2教育活動費に計上します)	B-3 設備・備品費
	・図書(学校図書館等に備え付ける図書のうち備品に類するもの)の購入費	B-4 図書購入費
負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	・校長会負担金、研究会負担金、学校図書館協議会負担金等	A-5 所定支払金
	・日本スポーツ振興センター負担金(学校設置者負担分)	A-5 所定支払金
	・就学支援のため直接児童・生徒に給付する補助金 (地方公共団体が実施する奨学金事業の貸与・給付金はB票(教育行政費調査票)に計上します)	A-4-a 補助事業費
扶 助 費	(生活保護制度による各種扶助費・社会福祉関連扶助費は本調査対象外)	
貸 付 金	・土地・建物に関する敷金等	A-5 所定支払金
	(地方公共団体が実施する奨学金事業の貸与金はB票(教育行政費調査票)に計上します)	
補償、補填及び賠償金	・学校の敷地購入のために要した移転補償費	B-1 土地費
	(児童・生徒に対する事故への賠償・補償金はB票(教育行政費調査票)に計上します)	
償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	・地方債の元金償還金及び利子支払	C 債務償還費
	・一時借入金に係る利子支払	A-5 所定支払金
投 資 及 び 出 資 金	(教育委員会から教育関連外部団体に出资がある場合はB票(教育行政費調査票)に計上します)	
積 立 金	(奨学事業に係る基金への積立金はB票(教育行政費調査票)に計上します。また、それ以外の積立金は全て本調査対象外です。当該基金等を取り崩した時に計上します)	
寄 附 金		
公 課 費	・公用車、スクールバスの自動車重量税	A-5 所定支払金
	・各種支出に伴う消費税、印紙代	(各種支出と同じ支出項目に計上)
繰 出 金		

※上記はあくまで一例です。

（参考）地震等大規模災害による支出等の地方教育費調査での整理
大規模災害発生時の会計年度では、本調査対象において平時とは異なる支出等が生じます。これらの計上を判断する際、下記を参考にしてください。

収入 C票（教育に係る収入調査）	
C票は、経常的な教育活動に伴う収入が計上対象です。よって、災害時に特別に発生した収入を計上する必要はほとんどありません。 以下、典型的な例ですが、全てC票計上対象外です。	
臨時的な収入	
・ 地震保険等からの保険金の受取	
・ 他の地方公共団体・民間団体等からの義捐金、見舞金	
・ 避難所活動や復旧活動に伴う雑収入等	
・ 施設の移設改築等に伴う土地・建物の売却収入	
国・都道府県による財政措置等	
他の地方公共団体から受け入れた負担金等収入	

支出 A票（学校教育費調査）、B票（社会教育費・教育行政費調査）、D票（知事部局における生涯学習関連費調査）
いずれの場合も、災害救助等のために地方公共団体が広く実施した事業等で、うち一部に教育施設・機関が含まれる（教育目的支出だけを切り分けることは困難）という支出は、本調査の対象外としてください。例えば、公的施設の応急危険度判定を建築・土木部署が自治体内全域の施設で実施した際、教育関係施設に係る経費だけを建築・土木関係決算額から無理に按分して計上するような対応は、ありません。

● 支出項目別の整理

災害直後の対応			
○ がれき等災害廃棄物の処分	A/B/D票	A-3-b その他の管理費	
○ 仮設校舎等の建築費・リース料	A/B/D票	B-2 建築費	
○ 応急復旧工事	A/B/D票	本工事の規模により判定（本工事が国庫補助や地方債起債対象となる大規模なものの場合、B-2 建築費。本工事が元の機能回復に留まる小規模工事の場合、A-3-a修繕費）	
○ 非常勤職員の勤務中のケガに対する公務災害補償	B票	教育行政費のA 消費的支出 (公務災害補償基金から補償金が支給される常勤職員等の場合、調査対象外)	
× 避難所運営のために支出された経費 ※ただし避難所であった学校の光熱水費等、避難所経費と教育経費の切り分けが困難なものは、そのまま全額を計上してください。		本調査の対象外	

児童生徒のサポート

下記は災害救助費（扶助費）から支出されている場合がありますが、教育目的での支出であれば、歳出上の整理によらず計上対象です。

○ 被災児童生徒就学援助事業費補助	A票	A-4-a 補助事業費(国の補助金原資のものは財源＝国庫補助金)
○ 被災児童生徒への学用品の提供	A票	A-4-a 補助事業費
○ 授業料・入学金等の減免 ※計上対象となるのは、以下の2つの場合があります。 ① 児童生徒にいったん全額を納入させ、それを公費で歳入し、改めて減免分を還付している場合（還付額が計上対象） ② 児童生徒には減免後の額を納入させているが、決算上は減免前の全額を歳入・減免分を事業費歳出している場合（事業費分が計上対象） (児童生徒には減免分の額を納入させ、決算上も減免後差引額を歳入計上している（歳出は無い）場合は、対象外です)	A票	A-4-a 補助事業費
○ 被災児童生徒対象の奨学金(教委が実施主体)	B票	教育行政費のうち奨学費
○ 損失した教科書の再給与	A票	A-2 教育活動費
○ 臨時のスクールバス運行・通学費補助	A票	A-4-b その他の補助活動費
○ 緊急のスクールカウンセラー等派遣	A票	賃金はA-1-d その他の職員給与 謝金・交通費、その他派遣に係る経費はA-2 教育活動費

教育施設等の復旧・機能強化

○ 被災施設の復旧工事 (設計、解体、敷地造成、建築等の一連)	A/B/D票	国庫補助や地方債起債対象となる大規模なものの場合、B-2 建築費
○ 復旧工事のうち小規模なもの (国庫補助や地方債起債を伴わない単独事業)	A/B/D票	元の機能回復に留まる場合、A-3-a 修繕費 新たな機能強化・価値増加に至る場合、B-2 建築費
○ 移転先土地の購入、整地費 (整地のための重機借料等を含む)	A/B/D票	B-1 土地費

● 財源別の整理

× 国の補助金等を原資として復興基金を造成した際の積立金		本調査の対象外
○ 上記復興基金を取り崩して行った各種教育支出	A/B/D票	財源＝都道府県支出金(市町村立の場合、市町村支出金)に計上
○ 復旧事業費(国庫補助分)を県が立替払いし、そのまま会計年度を終えた場合	A/B/D票	財源＝都道府県支出金(市町村立の場合、市町村支出金)に計上 (翌年以降国から補填があった場合、当該国費を原資とする支出は実態にあわせて計上)
○ 地震保険等の受取保険金により行った復旧等	A/B/D票	財源＝都道府県支出金(市町村立の場合、市町村支出金)に計上

◆ 被災自治体以外での支出について

他の地方公共団体から被災自治体への応援

被災地をサポートするために支出した各経費は、以下の通り整理してください。

× 被災自治体に対する見舞金・義捐金支出		本調査の対象外
× 被災自治体生徒を修学旅行に招くための費用援助		本調査の対象外
○ 教員の被災地派遣旅費	A票	A-2 教育活動費
○ 教育委員会職員の被災地派遣旅費	B票	教育行政費のA 消費的支出
○ 被災自治体から転居してきた被災児童生徒への学用品等提供	B票	教育行政費のA 消費的支出

上記いずれの場合も、大学・短期大学に関する経費、私立の学校教育に関する経費は、全て本調査の対象外です。ご注意ください。

1

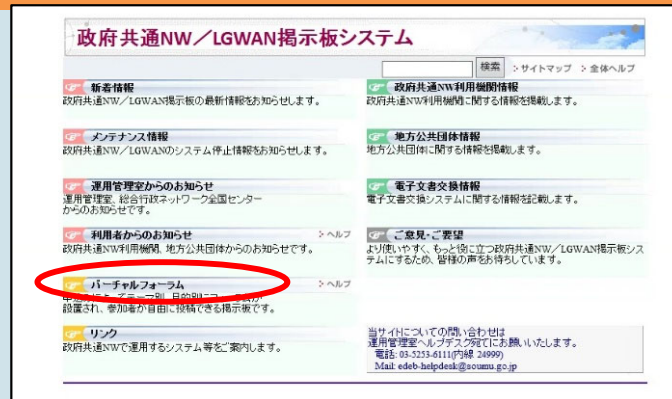
総合行政ネットワーク(LGWAN)
ポータルサイトから

OR

URL入力

[https://glbbs.gex.hq.admix.
go.jp/](https://glbbs.gex.hq.admix.go.jp/)

2



政府共通NW／LGWAN掲示板システムにアクセス

→ 【バーチャルフォーラム】を押す

3



バーチャルフォーラムのメニューから
【統計関係者用】大規模災害対応フォーラム を押す

4

サーバーログイン

ユーザー名とパスワードを入力してください

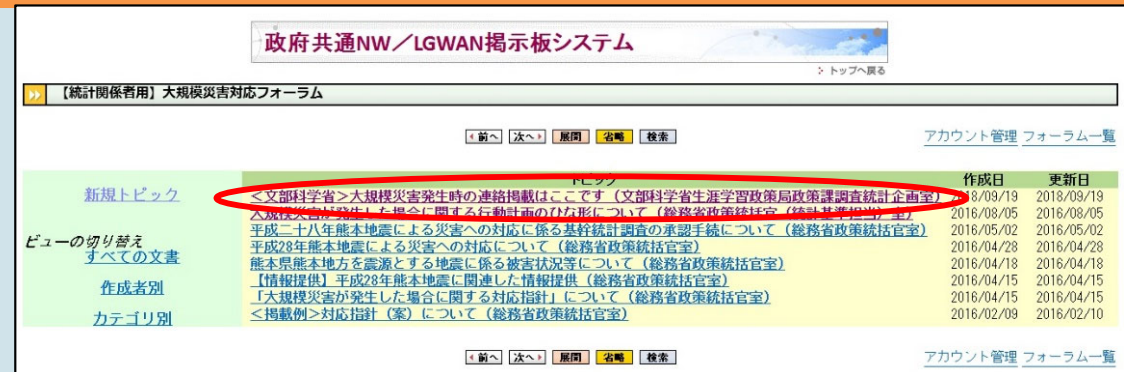
ユーザー名
パスワード

ログイン

ログイン画面 →以下を入力してログイン

ユーザー名 **f726saigai**
パスワード **saigai**

5



トピックの一覧が表示されます。この中から、文部科学省統計調査に係る大規模災害発生時のトピックを閲覧してください。

地方教育費調査支出委任経費の事務処理要領

平成 29 年 2 月 10 日
文部科学省生涯学習政策局長決定
令和 6 年 4 月 1 日最終改定

第 1 通則

この要領は、「地方教育費調査要綱」に基づく地方教育費調査（以下「本調査」という。）を都道府県教育委員会が実施するに当たり必要な経費（以下「支出委任経費」という。）に関する事務の処理について定めることを目的とする。

第 2 支出委任経費の範囲

支出委任経費は（項）教育政策推進費のうち、（目）諸謝金、（目）委員等旅費及び（目）庁費とし、経費執行計画への積算の基準は、以下のとおりとする。なお、これらにより難い経費が生じる場合、都道府県教育委員会における本調査担当部局（以下「都道府県担当部局」という。）は事前に文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）と調整を行うものとする。

1 （目）諸謝金

- (1) 本経費は、調査票の整理、集計、審査等、都道府県担当部局が本調査に関し行う事務の補助を行うため、作業の必要に応じて配置する事務補助員の謝金として必要な経費とする。
- (2) 本経費の予算の積算は、以下の基準による。
 - ア 本調査の事務補助業務は、事務補助員 1 人につき 1 か月を上限とする。
 - イ 勤務の開始日・終了日、1 日の勤務時間は、各都道府県担当部局で定める。
 - ウ 事務補助員 1 人当たりの 1 時間当たり諸謝金単価は、文部科学省において規定する額を上限とすることを基本とする。
 - エ 諸謝金単価は、交通費を含めて積算する。また、所得税等源泉徴収されるべき額を含めて積算する。
- (3) 事務補助員を配置する際、都道府県担当部局は出勤簿等により事務補助員の出勤実績を明らかにする。
- (4) 本調査の調査系統に属する各機関の従業者に対し謝金を支出することは、認められない。
- (5) 庁費に属する経費に係る業務（例えば印刷製本、物品の購入等）を外部業者に請け負わせ、当該経費を諸謝金として支出することは、認められない。

2 （目）委員等旅費

- (1) 本経費は、本調査の実施に必要な会議出席等のため、都道府県担当部局における本調査担当職員等が行う旅行に要する経費とする。
- (2) 文部科学省の旅行命令権者は、本調査担当職員等に対し、本調査実施に必要な会議出席等の旅行を包括的に依頼する。このため、当該旅行に対する旅費の積算・支給に当たっては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）をはじめ国の諸規定に基づき算定を行

う。

- (3) 全国説明会（本調査に関し文部科学省（東京）で開催する説明会）参加旅費の予算の積算は、以下の基準による。

ア 原則として、本調査の担当職員 1 人について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費を積算する。

イ 旅行の用務地（往路到着地及び復路出発地）は、東京メトロ「虎ノ門」駅又は「霞ヶ関」駅とし、運賃はいずれかの駅を起終点とした実費を積算する。

ウ 交通事情等特段の理由がある場合を除き、日帰りによる旅行とする。やむを得ず東京での宿泊を伴う場合、バック商品の利用により経済的な旅行に努めるものとする。

エ 原則として、鉄道等の利用と比較して航空機を利用することが安価な場合、又は航空機以外の移動手段によると出発地から用務先（文部科学省）までの旅行時間に 4 時間程度以上を要する場合において、航空機の利用を認める。その際、割引航空運賃の積極的な利用に努め、可能な限り積算に反映させるものとする。

オ 鉄道賃について、原則片道 100km 以上の場合に限り特別急行料金を積算する。また、往復割引切符等の積極的な利用に努め、可能な限り積算に反映させるものとする。

カ 特段の理由がある場合を除き、タクシーの利用は行わないこととする。

キ 日当及び宿泊料は、原則として一日又は一夜当たりの定額で積算し、また、日当に関しては以下の扱いに基づく額を積算する。その際、旅行の実態に応じて必要な減額調整を行うものとする。

（ア） 日当の概ね半額を充てることとされている目的地内巡回交通費については、100km 以上の旅行において発生するものは交通費を実費支給することとし、日当は支給しない。

（イ） 日当の概ね半額を充てることとされている諸雑費については、100km 以上の旅行においては支給する。

（ウ） 100km 未満の旅行においては、諸雑費が生じた場合を除き、日当は支給しない。

3 （目）庁費

- (1) 本経費は、都道府県担当部局が本調査に関し行う事務に必要な経費のうち、諸謝金及び旅費以外のものとする。

- (2) 庁費は「消耗品費」、「通信運搬費」、「借料及び損料」及び「雑役務費」の 4 項目について支出を認める。以下の例にあるような経費は対象とならない。

（対象外経費の例） ・ 備品費（概ね 1 年以上使用又は保存に耐え得る物品の購入費）
・ 印刷製本費（外部業者等に印刷製本を依頼した際の経費）
・ 会議費（本調査に係る会議の実施における飲食等の経費）

また、借料及び損料については、機器類のレンタル・リースに係る経費は、対象とならない。

- (3) 本経費の予算の積算は、以下の基準による。

ア 消耗品費は、以下の基準により積算する。

（ア） 本調査の実施に必要な消耗品の購入代金について、市場価格を適切に反映した額を積算する。

（イ） 本調査との関係性を十分考慮し、必要な数量を購入することとする。

イ 通信運搬費は、以下の基準により積算する。

- (ア) 都道府県担当部局と市町村教育委員会、教育事務所及び各都道府県立学校等との間で、本調査に必要な書類等を配付又は返送する場合の送料、切手代等について、運搬数量・相手方を適切に反映した額を積算する。
- (イ) 上記積算にあっては、電子メールでの送付等電磁的方法によることが困難であることを明らかにする。
- ウ 借料及び損料は、以下の基準により積算する。
 - (ア) 都道府県担当部局主催による説明会合等を実施する際、各都道府県庁舎の会議室等を利用することができず、やむを得ず外部会場を借用することが必要な場合、市場価格を適切に反映した額を積算する。
 - (イ) 外部会場の付帯設備等を借用することが必要な場合、会場費とは別に積算する。
 - (ウ) 借用する会場及び付帯設備等は、必要最低限の規模及び数量に留めることとし、高価又は華美なものの借用は行わない。
- エ 雑役務費は、以下の基準により積算する。
 - (ア) 調査票の整理、集計、審査等、都道府県担当部局が本調査に関し行う業務の一部を外部業者等に請け負わせる場合、市場価格を適切に反映した額を積算する。
 - (イ) 庁費に属する他の経費に係る業務（例えば印刷製本、物品の購入等）を外部業者等に請け負わせ、当該経費を雑役務費として支出することは、認められない。

第3 支出委任経費希望額の要求と支出負担行為計画示達・支払計画示達

- 1 文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）は、都道府県担当部局に対し、毎会計年度開始前の概ね2月頃に、本調査実施に係る経費執行計画を照会する。
- 2 都道府県担当部局は、当該照会に対し、各会計年度間における本調査実施に必要な経費の執行計画を回答し、もって支出委任経費希望額の要求とする。
- 3 文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）は、提出された経費執行計画を、予算総額との関係及び本要領第2で示された各項目を観点として精査し、必要に応じて説明又は資料を求めながら、適宜額の調整を行う。調整の結果計画額からの増減を行う際は、事前に都道府県担当部局に対し提示する。
- 4 原則として、毎会計年度における予算成立後速やかに、総合教育政策局長は各都道府県教育委員会教育長に対し、本調査に要する経費について通知する。また支出負担行為計画及び支払計画を文部科学大臣から各都道府県支出負担行為担当官及び官署支出官に対し示達する。
- 5 年度途中に、各都道府県担当部局において当初予期しなかった経費執行の必要が生じた場合、文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）と調整を行った上で、追加支出委任希望額の要求を行う。要求方法は本項2及び3に準じることとし、文部科学大臣は必要に応じて示達をする。

第4 実績の報告

- 1 都道府県担当部局は、各会計年度において示達を受けた全ての経費について、（別紙）に示す様式により、文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）に対し、3月15日（同日が土曜日又は休日に当たる場合は、その翌平日）までに執行実績を報告する。なお、同日以降に執行が見込まれるため、同日に実績報告を提出できない場合、都道府県担当部局は、事前に文部科学省総

合教育政策局参事官（調査企画担当）に対し連絡し、許可を受けるものとする。

- 2 都道府県担当部局は実績報告に際し、以下の書類（全て各都道府県の経理事務上作成又は保管しているものの写しで可。また、電子ファイルによる提出を推奨する。）を添えて、文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）に提出する。
 - (1) (目) 諸謝金の執行に係る実績報告
 - ・ 実際に事務補助員に対し支給した諸謝金単価が分かるもの（条件表等）
 - ・ 事務補助員の出勤実績が分かるもの（出勤簿等）
 - (2) (目) 委員等旅費の執行に係る実績報告
 - ・ 当該職員等に旅行命令等した事実、旅行期間、用務及び用務先が分かるもの（旅行命令簿等）
 - (3) (目) 庁費の執行に係る実績報告
 - ・ 購入物品等の品目・数量・単価が分かるもの（領収書等。なお、領収書等が総額表示のため品目等区分不明の場合は、納品書や請求書等併せて証明に資する書類を追加添付する）
 - ・ 雑役務費の執行に関しては、当該役務内容が分かるもの（業務仕様書等）
- 3 文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）は、提出された実績報告を、本要領第2に示された範囲を逸脱した執行実態がないかを観点として確認し、必要に応じて各都道府県担当部局に対し、執行の妥当性等に関する説明又は資料を求めることとする。
- 4 年度途中において、当初の経費執行計画から軽微な変更又は追加を伴って執行した経費（示達額範囲内で執行を完了したもの）は、実績報告において当該変更等の説明を要しない。

第5 支出委任経費執行上の留意事項

- 1 本要領第1に定める目的に従い、経費の必要性を十分考慮し、適正かつ効率的な執行を行う。
各都道府県支出負担行為担当官は、経費の執行に際して、支出負担行為差引簿の記入を適切に行い、遡及の示達を要する事態を招かないようにする。
- 2 当初の経費執行計画から大幅な変更又は追加の必要が生じた場合、都道府県担当部局は、当該経費を執行する前に文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）と調整し、必要な措置を行う。
- 3 諸謝金の支出又は庁費（雑役務費）の支出を伴う業務に当たっては、本調査の実施に関連したものであることを業務名称に明示する。
- 4 委員等旅費の執行に当たり、各都道府県において旅行命令等を行う際、当該旅行の用務は本調査の実施に必要な会議出席等であることを明らかにする。
- 5 委員等旅費による旅行は、合理的・経済的な方法を採用する。例えば、本調査に関し文部科学省（東京）で開催する説明会に出席する職員が、併せて東京都内での別用務に赴く（この際の旅費は、往路を文部科学省負担・復路を都道府県負担とするなど、適切な方法による折半が可能）等により、公費出張全体の節減に努める。
- 6 航空機を利用する旅行において、旅行者が私用カードへのマイレージ取得を行うことは、自粛する。
- 7 物品の購入等においては、本調査の実施に応じた計画的な購入を行うこととし、年度末の駆け込み執行を行わない。

附則（平成 30 年 10 月 2 日改定）

改定後の本要領は、本調査の平成 30 年度実施に要する経費の事務処理のうち、平成 30 年 10 月 16 日以降に行うものから適用する。

附則（平成 31 年 1 月 30 日改定）

改定後の本要領は、本調査の平成 31 年度実施に要する経費の事務処理から適用する。

附則（令和 6 年 4 月 1 日改定）

改定後の本要領は、本調査の令和 6 年度実施に要する経費の事務処理から適用する。

(別紙)

年度地方教育費調査支出委任経費実績報告書

都道府県名 _____

担当部局名 _____

報告年月日 _____年____月____日

「地方教育費調査支出委任経費の事務処理要領」（平成 29 年 2 月 10 日 文部科学省生涯学習政策局長決定）に基づき、経費執行の実績を報告する。

(単位：円)

科 目	示達額	執行済額	備 考
(項) 教育政策推進費 (事項) 客観的根拠に基づく教育 政策立案の推進に必要な 経費 (目) 諸謝金 (目) 委員等旅費 (目) 庁費 うち消耗品費 うち通信運搬費 うち借料及び損料 うち雑役務費			
計			

(注) 備考欄には、各目・庁費種類ごとに、執行内容の内訳を記載すること。

また、示達額に対し 20 パーセント以上の不用が生じた場合、「不用の理由」を備考欄に記載すること。

(別紙記載例)

平成 3 1 年度地方教育費調査支出委任経費実績報告書

都道府県名 〇〇県
担当部局名 教育庁〇〇課
報告年月日 〇〇年 〇月 〇日

「地方教育費調査支出委任経費の事務処理要領」（平成 29 年 2 月 10 日 文部科学省生涯学習政策局長決定）に基づき，経費執行の実績を報告する。

(単位：円)

科 目	示達額	執行済額	備 考
(項) 教育政策推進費 (事項) 客観的根拠に基づく教育 政策立案の推進に必要な 経費			
(目) 諸謝金	9,000	8,080	事務補助員 12/1～2(2 日間) @1,010×4 時間
(目) 委員等旅費	12,000	5,700	全国説明会(4/20)出席旅費 職員 1 名 (〇〇駅～虎ノ門) 【不用の理由】 東京事務所で別用務を併せて 行い, 県と旅費を折半した ため
(目) 庁費	10,000	7,200	
うち消耗品費		3,960	〇〇物品 @198×10 組, △△物品 @66×30 組
うち通信運搬費		3,240	県立学校への書類郵送代 @120×27 か所 【不用の理由】 市町村教委へはメールでの 送付に変更したため
うち借料及び損料 うち雑役務費			
計	31,000	20,980	